

日本学術会議事務局提出資料

平成 26 年 9 月 12 日（金）

第 2 回日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議

目次

緊急課題への対応	1
提言等のインパクト	5
日本学術会議の機能と他機関との役割分担	25
学協会との関係	27
外部評価関連資料	29
平成17年改革における会員選出方法等の変更	61
国際活動関連資料	62
各国アカデミーのデータリスト	65



緊急課題への対応① 東日本大震災時の対応

平成23年3月11日 東日本大震災発生

3月17日 幹事会開催 ⇒翌日の幹事会声明発表と緊急集会の開催を決定

※幹事会：会長、副会長、各部の役員の計16名で構成される機関。
委員会等の設置、委員の決定等の日本学術会議の運営に関する多くの権限を委任されている。

3月18日 幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」 緊急集会「今、われわれにできることは何か？」

(日本学術会議の会員・連携会員88名、一般参加者60名、マスコミ関係者42名(計190名)が参加)
⇒緊急集会の中で、日本学術会議の具体的な行動として、「東日本大震災対策委員会」の設置、国内外の科学者・技術者からの情報や提案の受け止め、発信等を宣言。

幹事会のメール審議※により設置を決定

※やむを得ない事情により時間的余裕が少ない場合等に、
面談による会議開催に代えて行うことができる議決方式。

3月23日「東日本大震災対策委員会」設置

- ・緊急時対応の組織として、会長を委員長として幹事会構成員 + 1名で構成。
- ・学術会議としての対外発信を迅速に行う仕組みを構築
 - ← 幹事会からの権限移譲、メール審議の活用(4月末までに17回開催。うち16回がメール審議)
- ・科学者コミュニティからの意見や提言を集約

- 政府に対して具体的な措置を提言する7次の「緊急提言」を发出。
- 東電福島第1原発事故に関する海外アカデミーへの現状報告。
- 放射線被害からの防護に関する情報提供と見解の発表。

21期中(平成23年9月末まで)の 関連する提言等

- 会長談話1件
- 幹事会声明2件
- 提言13件(緊急提言含む)
- 報告1件

※第22期には「東日本大震災復興支援委員会」を設置。8つの分科会を設置し、現在も継続審議中。

平成26年2月28日「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」

(日本学術会議第188回幹事会決定)

緊急事態に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ具体的な対応に関する指針を策定

⇒ **会長談話「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針の策定について」**を公表し、指針の意義、内容を対外的に発信するとともに、防災担当大臣、内閣府防災担当部局に説明

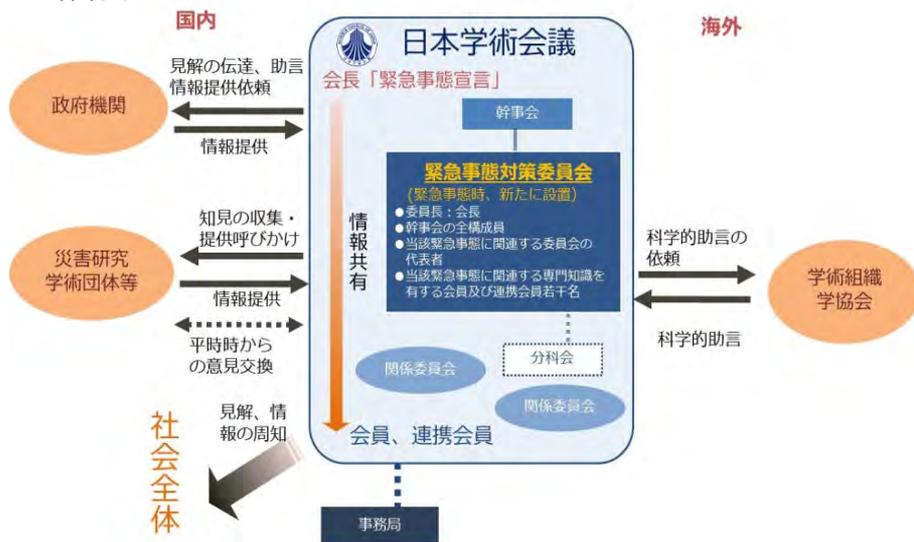
緊急事態指針に基づく対応



- **緊急事態に対処するための審議体制の整備**
会長を委員長とする「緊急事態対策委員会」を新たに設置
- **会長の指揮の下、以下のような取組を実施**
 - できるだけ早期に、日本学術会議としての見解を表出
 - 日本学術会議内での情報共有、社会全体への情報発信
 - 政府や国内外の関係組織との連携のための働きかけ

迅速な対応に備えた既存の規程を活用

<体制イメージ>



「緊急型」及び「早期型」の助言・提言活動について (平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ)

日本学術会議の助言・提言活動を有効かつ適切に行うために迅速な対応が求められる場合に備え、以下を明確に位置付け。

● 「緊急型」の助言・提言活動

会長のリーダーシップの下に「会長談話」または「幹事会声明」等の形式でおおむね1 - 2週間程度の準備期間を経て日本学術会議の意見を表明

● 「早期型」の助言・提言活動

委員会設置手続きおよび委員会審議を迅速に進め、おおむね3 - 4ヵ月の審議期間(期間は当該案件の事情にかかる)を経て日本学術会議の見解を取りまとめ



緊急課題への対応③

科学研究の健全性の向上に向けた取組

平成18年10月

声明「科学者の行動規範について」

科学者が社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に科学研究を進める上での、すべての学術分野に共通する基本的な規範を提示。

- ・東日本大震災や東電福島第一原発事故の発生に伴う科学者の社会的責任の問題のクローズアップ
- ・科学研究の両義性をめぐる問題の発生等を踏まえ、これらの課題を踏まえた形に改訂

平成25年1月

声明「科学者の行動規範について -改訂版-」

平成25年夏 降圧剤バルサルタンをめぐる不適切な事案等の発覚

○平成25年7月19日 会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」

○平成25年7月26日～「科学研究における健全性の向上に関する検討委員会」を設置し、集中的に審議

→平成25年12月 提言「研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」

我が国における世界最先端の科学研究の推進及びその健全化を目指し、研究不正を事前に防止する方策及びそれにもかかわらず研究不正が発生した場合の対応方策を提言。

※臨床試験制度をめぐる問題については、委員会の下に分科会を設け、並行して審議。

→平成26年3月 提言「我が国の研究者主導臨床試験に係る問題点と今後の対応策」

→提言の中で提案した「研究倫理教育プログラム」（様々な分野に共通する研究倫理を教育するための標準的なプログラム）について、関係機関と連携して作成に向けた検討

平成26年7月29日 学術フォーラム「研究倫理教育プログラム」



緊急課題への対応④ 時宜に応じた課題について審議を行う仕組み（課題別委員会等）

課題別委員会：時宜に応じて提言を行う必要がある場合に時限を設けて置かれる、臨時の委員会。
平成17年改革において新たに設けられたカテゴリー

テーマ設定：時宜を得た審議テーマを設定する

学際的・分野横断的で緊急に提言が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題など日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に提言する必要があると考えられる課題

※ 戦略的、体系的なテーマ設定に向け、幹事会への委員会設置提案に先立って、会長を委員長とする「科学と社会委員会 課題別審議検討分科会」において事前に検討。第22期には、会員及び連携会員からのテーマの募集を実施。



委員の選考：分野横断的にテーマに即した人材を集める

会長が副会長（3名）、各部（第一部～第三部）に推薦を依頼

⇒ 副会長、各部の推薦を踏まえ、会長が委員の候補者を幹事会に推薦

⇒ 推薦に基づき幹事会で委員を選考 ⇒ 会長が委嘱

※会員・連携会員に対し、委員候補の募集を実施することも可能。

※会員・連携会員以外の者を候補者として推薦することも可能。

（この場合、委員として選考された者は、3年以下の期間を定めて任命される「特任連携会員」となる。）

※第21期以降は、会長等の主導によるトップダウンでの取組が相応しいテーマ等について、「幹事会附置委員会」の枠組みも活用。

【これまでに設置された課題別委員会、幹事会附置委員会の例】

<課題別>

- ・高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
- ・我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会
- ・科学者からの自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会
- ・日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会
- ・科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会
- ・国際リニアコライダー計画に関する検討委員会

<幹事会附置>

- ・東日本大震災復興支援委員会
- ・科学研究における健全性の向上に関する委員会



提言「無煙タバコ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」（平成25年8月）

平成25年8月から無煙タバコの試験販売が開始されたが、無煙タバコもニコチン依存の原因となり、口腔がん等の悪性腫瘍や循環器疾患を増大させる。またその使用が他から認知されにくく、青少年等にタバコ製品使用を拡大させる一方、その危険性が過小評価されがちなことから、無煙タバコによる健康被害の阻止のため、緊急提言を行った。

関係省庁、関係国会議員に対して説明。

○厚生労働省

- 厚生労働省ホームページにおいて、無煙タバコ・スヌースは紙巻たばこと同様に健康リスクを高めること、使用が分かりにくく青少年等の喫煙誘導になる可能性があること等、健康影響に関する情報を掲載した（平成25年8月）。
- 厚労省の「たばこ健康影響評価専門調査会」（第3回）において、スヌースを健康影響評価の対象とすることを決定（平成25年10月）。
- 厚労省健康局がん対策・健康増進課長より、各自治体の衛生主管部長に対して、ホームページ情報の周知、未成年者の無煙たばこの使用防止への配慮を要請する旨の通知を発出した（平成25年10月）。

○財務省

- 内容容器への注意文言表記：スヌースの使用実態とたばこ事業法規則を踏まえ、JTに対し、内容容器にも注意文言の表示が必要である旨を指摘した（平成25年10月）。JTにおいて、表示が追記された製品へすでに切り替え済み。
- 未成年者が入手しないよう販売協会等に対し要請：スヌースの容器は菓子と見間違ふ可能性があり、また口腔内で使用するため、その携帯や使用の判別が困難である特徴を有するとの指摘を踏まえ、未成年者の入手を防ぐためには販売店における取組が特に重要であるとの観点から、警察庁（未成年者喫煙を取り締まる立場）と財務省（たばこ販売の許可をする立場）の連名により、たばこの小売販売に関わる各団体に対し、販売時の年齢確認の徹底等について要請した（平成25年11月）。

参照：財務省財政制度等審議会たばこ事業等分科会（第26回）（平成25年2月5日開催）資料



提言等のインパクト – 政策への反映の例②

提言「学術からの提言—今、復興の力強い歩みを—」など5つの東日本大震災関係の提言（平成24年4月）

東日本大震災からの復興の諸課題に対し、被災者及び被災地の住民をはじめ国民が必要とする知見を、学術の諸分野が結集して具体的に提供することを目的とし、第22期で設置した東日本大震災復興支援委員会とその下の分科会で集中的に審議し、提言を取りまとめた。

内閣総理大臣に手交するとともに、関係各大臣、関係省庁、関係国会議員、被災地自治体等に対して説明。

提言「被災地の求職者支援と復興法人創設—被災者に寄り添う産業振興・就業支援を—」で要望した復興法人の公益認定について、内閣府公益認定等委員会の理解を得て、平成24年7月に発出された内閣府公益認定等委員会委員長からのメッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」に趣旨が反映。

メッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」（抜粋）

（略）また、日本学術会議からの提言「被災地の求職者支援と復興法人創設—被災地に寄り添う産業振興・就業支援を—」（平成24年4月9日）においても、被災地でできるだけ多くの方が就業し復興の担い手となるよう提言されているところです。

今回、こうした声を受け復旧・復興活動における公益法人への期待の高さと新公益法人制度を御活用いただくための情報発信の重要性を痛感いたしました。こうした貴重な御意見を都道府県とも共有した上で、これまで以上に、被災地での復旧・復興活動が活発になり、その中でも特に税制上の優遇措置も備わった公益法人の仕組みが活用されるよう、国・地方とも歩調を合わせて、新制度に関する情報発信や申請サポートに取り組んでいきたいと考えております。また、公益認定等の審査にあたっては、被災地支援、復旧・復興活動は正に公益目的事業にふさわしい活動であるという考えの下、迅速に取り組んでいくとともに、法人の被災地の状況変化に柔軟対応すべく、「志」を尊重した温かい審査を進めてまいります。

震災からの復旧・復興には、行政による対応だけではなく民間の積極的な活動が必要不可欠です。そして、復旧・復興に向けては、長期的な支援が必要と考えております。公益法人・特例民法法人の方々はもちろんのこと、新たに一般法人を設立された方々、あるいはこれから公益的活動に取り組まれる方々など、被災地のために活動したいという方々におかれましては、是非とも新公益法人制度を積極的に活用していただき、民の力による復旧・復興の一翼を担っていただければ幸いです。



提言「学術統計の整備と活用に向けて」（平成23年7月）

学術に関わるすべてのステークホルダーが学術動向を的確に把握して適切なアクションをとるためには、信頼に足る学術統計データの整備と活用が必須であることに鑑み、学術統計の精度および比較可能性向上、各種調査の適正実施とデータの公開、学術統計分析に人材育成、数値化、定量化し難いものの評価に関わる検討などを提言。



内閣府統計委員会の第25回サービス統計・企業統計部会（平成23年12月26日）において説明。

統計委員会において上記提言における指摘事項が取り上げられ、その結果、科学技術研究統計調査票における「応用研究」の定義が修正されるなど、学術統計をより適正なものにする改善がなされた。

提言「学術統計の整備と活用に向けて」より抜粋

学術統計データの国際比較可能性の向上の観点から、フラスカティ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行なう。具体的な例として、研究の性格別分類における「応用研究」の説明の表現や、「コンピューター・サイエンス」など新興分野の適正な位置づけなどの改善を図る。



○性格別研究費の定義の記述の変更

現行	変更後
○基礎研究 特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究をいいます	
○ <u>応用研究</u> <u>基礎研究によって発見された知識を利用して特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいいます</u>	<u>(削除)</u> 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいいます
○開発研究 基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます	

提言を踏まえ、科学技術研究統計調査票の該当箇所が修正された

出典：第53回統計委員会（平成24年1月20日）資料4



回答「国際リニアコライダー計画に関する所見」（平成25年9月）

国際リニアコライダー（ILC）計画に関し、文部科学省研究振興局長より、同計画の学術的意義、素粒子物理学における位置づけ、学術研究全体における位置づけ、同計画を我が国で実施することの国民及び社会に対する意義及び同計画実施に向けた準備状況と必要な予算及び人的資源の確保等の諸条件について審議依頼。国際リニアコライダー計画に関する検討委員会を設置して集中的に審議し、文部科学省に回答。

回答においては、我が国におけるILC計画の実施の可否判断に向けた以下のような諸課題について、政府などにおける調査等のための経費の措置と、2～3年をかけた集中的な調査・検討を提言した。

- (1)高度化されるLHCでの計画も見据えたILCでの素粒子物理研究のより明確な方針
- (2)国家的諸課題への取り組みや諸学術分野の進歩に停滞を招かない予算の枠組み
- (3)国際的経費分担
- (4)高エネルギー加速器研究機構(KEK)、大学等の関連研究者を中心とする国内体制の在り方
- (5)建設期及び運転期に必要な人員・人材、特にリーダー格の人材

文部科学省研究振興局長に手交。
科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議
有識者議員との会合（当時）において説明。

文部科学省において、調査等のための予算（50百万円）を措置（平成26年度）するとともに、省内にタスクフォース、有識者会議等を設置して検討を開始した。



提言「第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）」（平成26年3月）

科学者委員会 学術の大型研究計画検討分科会において、以下の策定方針の下に「学術大型研究計画」207件を策定するとともに、さらにその中から、諸観点から特に速やかに実施すべき「重点大型研究計画」27件を策定した。

- (1)学術の俯瞰・体系化に立脚した大型研究計画の策定
- (2)科学者コミュニティの主体的な寄与によるマスタープランの作成
- (3)学術的評価に基づく公平かつ公正な審査によるマスタープランの作成

科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議有識者議員との会合（当時）において説明。

文部科学省 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術の大型研究プロジェクトに関する作業部会において、日本学術会議の「マスタープラン2014」を踏まえて、「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想 ロードマップの策定－ロードマップ2014－」を策定（平成26年8月26日公表）。



提言等のインパクト

政府内への周知方法、インパクトの把握

○ 周知方法

○ 政府への周知

勸告	<ul style="list-style-type: none"> ・会長から、内閣総理大臣に対して手交 ・会長から、各大臣宛て公文書を添付し配布 ・事務連絡により各省に配布
要望、声明	<ul style="list-style-type: none"> ・会長から、各大臣宛て公文書を添付し配布 ・事務連絡により各省に配布
提言、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により各省に配布
答申	<ul style="list-style-type: none"> ・会長から、諮問者に対して答申を手交 ・必要に応じ、事務連絡により各省に配布
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・会長から、審議依頼者に対して回答を手交 (依頼者が政務3役以外の場合、配布で可) ・必要に応じ、事務連絡により各省に配布

※「日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について」（平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定）に基づく取扱い。

このほか、必要に応じ、関係大臣、各府省担当部局、関係国会議員等に説明。

○ 社会への周知

- ・テーマに応じ、会長等による記者会見・懇談会を開催。
【第22期開催実績】1年目:4回、2年目:6回、3年目:7回
- ・提言等の内容に関連するテーマも含む学術フォーラム（年間10回程度）、公開シンポジウム等（年間100回程度）を開催。

○ インパクトの把握

○ インパクトレポートの作成

勸告、要望、声明、提言については、作成を担った委員会又は分科会が、提言等の社会的インパクト、メディアへの露出などを記載した「インパクトレポート」を、提言等の公表後1年以内に作成し、幹事に報告することとされている。

※「日本学術会議の意思の表出における取扱要領」（平成18年6月22日日本学術会議第90回幹事会決定）に基づく取扱い。※平成23年12月20日以前は、課題別委員会のみが対象。

【これまでに作成されたインパクトレポート】

- 第20期2年目：1件、3年目：8件
- 第21期1年目：3件、2年目：2件、3年目：1件
- 第22期1年目：3件、2年目：6件、3年目：11件

○ 勸告の政策への反映状況のフォローアップ (内閣府において実施)

- ・学術会議からの依頼に基づき、内閣府において、勸告の政策への反映状況の調査を実施。
- ・原則として、概ね1年後に着手状況の調査、3年後に政策への反映状況の調査を実施し、調査結果を取りまとめ、学術会議に報告。

第22期（平成23年10月～）の意思の表出一覧

平成26年8月28日現在

H26.8.26 報告「植物における新育種技術（NPBT：New Plant Breeding Techniques）の現状と課題」

遺伝子組換え技術を用いた植物の生産機能の開発については、多くの試みと進展が報告されているが、その実用化は限定的である。一方、新しい育種技術（NPBT）が開発され、現在の技術の限界を克服する方法として期待されている。NPBTの現状と問題点を整理し、今日的課題である持続的農業生産性の向上に向けた技術基盤の開発に資するため、報告を行った。

H26.8.25 提言「放射能汚染地における除染の推進について～現実を直視した科学的な除染を～」

東日本大震災においては、大規模な放射能汚染が伴ったため、当初の食品・飲料水汚染軽減措置から、広域にわたる除染と復興への道のりについて農学は重要な役割を果たす学術として期待されてきた。このたび、懸案となっている放射能汚染地における除染の推進について調査研究に基づく学術・技術的見地から提言を行った。

H26.8.21 報告「わが国における消化器疾患の近未来の動向と対策」

近未来に著しく変化すると考えられる消化器疾患につき関連学術会議の意見も聴取して科学的根拠に基づいて選定し、その中で特に重要と思われる疾患について、動向と対策を検討し、報告。

H26.8.21 提言「健やかな次世代育成に関する提言」

成長発達期にある子どもは、少子高齢化社会とITの進歩による社会環境の変化から心身に大きな影響を受け続けている。次世代育成に関する重大問題の解決には、医療、福祉、教育、行政など包括的な対応が不可欠であるため、次世代の心身の健康に関する重要課題について国民的関心を惹起し、その解決に必要な戦略的対応につき提言。

H26.8.20 提言「震災復興原則を踏まえた環境政策・環境計画の新たな展開」

東日本大震災とそこからの復興は、従来の環境政策・計画の限界を示すと共に、パラダイム転換を図り、それらを更に大きく展開させる必要性を示した。本提言においては、環境政策・環境計画が今後持つべき役割と枠組み、更に環境学の貢献に関して提言。

H26.8.20 提言「ビッグデータ時代における統計科学教育・研究の推進について」

統計科学の教育については、初等・中等教育における問題解決型の統計教育からはじまって大学院における統計科学の専門家の育成まで、体系的な教育体制の整備が求めら

れており、そのような一貫した体系を踏まえて大学学部レベルの教育を改善する必要がある現状に鑑み、初等・中等教育における問題解決型の統計教育の更なる充実等を提言。

H26. 7. 23 報告「科学者コミュニティから見た職務発明制度のあり方と科学者に対する知財教育の必要性」

産業界主導で進められている職務発明を機関帰属とする議論や、昨今話題になる研究不正の一因として、科学者等への知財教育の不十分さを問題として捉え、①職務発明と大学等の研究者における発明者帰属の維持②科学者に対する知財教育の重要性について報告。

H26. 7. 10 提言「人文学的アジア研究の振興に関する提言」

人文学的アジア研究の振興をめざし、①アジア現地語習得の教育システムの強化②多言語による国際的発信・交流の支援策整備、③アジア現地における海外研究拠点の整備、④日本語学術論文作成のための支援センターの設立、⑤書籍と資料のデータベース整備を提言。

H26. 7. 9 報告「わが国におけるがん研究・診療・教育体制の問題点と対策について」

基礎生物学・基礎医学・臨床医学・疫学領域の連携により分野横断的に各々の現状と今後の対策について討論を行い、①がんの研究体制、②がんの診療体制、③がんの教育体制の3つについて報告。

H26. 7. 4 提言「ケアの時代を先導する若手看護学研究者の育成」

現代社会が直面する様々な健康課題の解決には、関連学術分野との連携・融合により新たな看護学研究を進めていくことが重要であるとの観点から、そうした研究を担う若手看護学研究者を育成するために必要となる研究体制、支援体制について提言を行った。

H26. 6. 24 提言「文化財の次世代への確かな継承—災害を前提とした保護対策の構築をめざして—」

今後の災害を前提とした文化財保護政策の効果的な実現のために、①文化財の防災と救出に向けた国レベルの常設機関の必要性と期待される業務、②文化財専門職員の配置、③災害遺構保護の必要性、④被災文化財救援における大学の役割を提言。

H26. 6. 23 提言「男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」

法制度改革の遅れにより、日本の男女格差が著しいことから、男女共同参画社会形成を促進すべく、民法における（1）婚姻適齢の男女平等化、（2）再婚禁止期間の短縮ないし廃止、（3）選択的夫婦別氏制度の導入を提言した。

- H26. 6. 23 報告「生体機能システムの理解と予測・制御技術開発：計算生命科学の導入による医療・創薬の推進」
個体レベルでの研究手法を継承し先進的研究技術を取り入れた in vivo サイエンス推進、また、個々人の機能データベースに基づく個別化医療のため、①先進的 in vivo サイエンスの推進、②計算科学の導入による医学・創薬研究の推進の2つについて報告。
- H26. 6. 13 提言「再び高校歴史教育のあり方について」
現在の高校歴史教育に求められている内容を改めて明確にするとともに、それを実現するための歴史基礎科目の構成原則とカリキュラムの試案を提言
- H26. 6. 13 報告「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓」
福島原子力事故では、TMI 事故、チェルノブイリ事故などの放射性物質を施設外に放出するような過去の事故の教訓を十分に生かせなかった。日本の科学者・技術者としても、原子力開発と原子力規制のこれまでの展開を深く反省するとともに、今回の事故に至るまでの背景・要因を真剣に考える必要がある。本報告は、(1)福島原子力事故の根源的要因、(2)安全性向上のための基本要件、(3)科学者の責務、から構成。
- H26. 6. 10 提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ（第二次提言）」
東日本大震災後、被災地の水産業は壊滅的な影響を受け水産物の風評被害も含めて対処が迫られている。変動経費上昇を抑える政策、被災地の水産物販売の新たな戦略、沿岸の過疎地域の担い手対策、環境アセスメントの実施、環境と経済を両立させる新しい水産業の模索、消費者行動を促す措置の導入、等を提言。
- H26. 6. 9 報告「生活習慣病研究のあり方」
これまでの個々の生体システムに特化した生活習慣病研究とは異なる、生体システムを横断的に、かつ、生活習慣病の発症や合併症発症等を理解し、病期に適した対策を講ずるための研究を行う新しい生活習慣病研究のあり方を報告。
- H26. 6. 3 提言「社会調査基盤のリノベーションに向けた官民学連携研究拠点の構築」
わが国において、今日の社会調査をとりまく問題状況を改善し、国際的な水準の社会調査の実施と国際発信を強化するために、官民学連携の社会調査研究拠点が新しく構築されることが必要であると提言。
- H26. 5. 9 提言「我が国の学術情報基盤の在り方について SINET の持続的整備に向けて―」

全国およそ 800 の大学や研究機関をネットワークで接続する学術情報基盤 SINET (Science Information NETwork) は、学術の持続的発展のために不可欠の情報インフラとして 20 年以上にわたって我が国の大学等における研究教育を支えてきた。今後さらに増大するニーズに応え、我が国の研究教育の国際競争力を向上させるために、SINET を一新して現在の問題点をすべて解消し、我が国の学術情報基盤を欧米諸国に劣らないレベルに引き上げることを提言。

- H26. 5. 7 提言「物性物理学・一般物理学の学術研究のさらなる振興のために」
第 20 期に出した提言のフォローアップを行うと共に、新たに顕在化した問題点について検討し、(1) 基盤的経費と競争的経費のデュアルサポートの充実、(2) 法人枠を超えた全国的規模の連携研究の振興、(3) 若手研究者の職の不安定化問題の解決について提言。
- H26. 4. 23 提言「いのちを育む安全な沿岸域の形成に向けた海岸林の再生に関する提言」
東海・東南海大地震による津波による災害への対策については、海岸林の再生・活用により、減災効果を強化していくことの手法の検討が必要であることという観点から、減災効果を有し、かつ回復力（レジリエンス）の高い海岸林の形成していくための提言を行った。
- H26. 3. 31 提言「緊急被ばく医療に対応できるアイソトープ内用療法拠点の整備」
増加する甲状腺がん患者に対応して、かつ大規模な原子力災害にも対応できる RI（放射性同位元素、アイソトープ）内用療法拠点を整備するために、①RI 医療総合医療センターの設置、②緊急被ばく医療にも貢献できる RI 内用療法医療スタッフの育成、③RI 内用療法の普及と緊急被ばく医療の実施に向けた規制緩和と運営環境の改善、④広域緊急被ばく医療体制の再構築と国際緊急被ばくネットワークへの参画の 4 つの提言を行った。
- H26. 3. 27 提言「我が国の研究者主導臨床試験に係る問題点と今後の対応策」
研究者主導臨床試験の現状及び問題点をまとめ、その適正な実施に向けて重要な点として、(1) 研究者主導臨床試験に携わる者の倫理性の維持向上、(2) 医療施設・機関等による臨床研究管理センターの整備、(3) 研究者主導臨床試験の実施に係るガイドラインの策定、(4) 生命科学研究に係る研究倫理教育の徹底、(5) 国による臨床研究推進部門（仮称）の設置を提言した。
- H26. 3. 20 提言「我が国のバイオセーフティレベル 4（BSL-4）施設の必要性について」
重篤な感染症に対する対策及び国際貢献の観点から、病原体検査に加え、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究が可能な最新の設備を備えた BSL-4（バイオセーフティレベル 4）施設の新設が必要であるとの提言を行った。

- H26. 3. 19 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：土木工学・建築学分野」
- H26. 3. 12 提言「第 22 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2014）」
 日本学術会議「日本の展望—学術からの提言 2010—」の実現に向けて、大型研究計画の観点から学術の方向性を明らかにするために、新たに学術大型研究計画 207 件と重点大型研究計画 27 件を取りまとめ、その内容をマスタープラン 2014 として提案を行った。
- H26. 2. 4 報告「科学者から社会への情報発信のあり方について」
- H26. 1. 23 提言「病原体研究に関するデュアルユース問題」
 科学・技術の進歩に伴い、病原体研究分野では科学・技術の用途の両義性（いわゆる「デュアルユース；Dual Use」）に関する問題が指摘され、その対策が喫緊の課題となっているので、デュアルユースに関し、①危険性の認知とその限局化の努力、②各研究機関に教育と管理、③学協会の役割、④国際的連携と日本学術会議の役割の 4 つの提言を行った。
- H26. 1. 20 提言「薬剤師の職能将来像と社会貢献」
 薬学教育制度改革を踏まえ、国民の健康増進を支える薬剤師職能と薬学研究のあり方について審議し、①医療専門職としての倫理観の涵養と自律、②医療の場における薬剤師の新たな機能、③大学における臨床系教員のあり方、④臨床研究への積極的参画、⑤Pharmacist-scientist の養成、⑥専門薬剤師育成の必要性、⑦卒後教育、初期研修の整備、⑧生涯教育制度の確立の 8 つの提言を行った。
- H25. 12. 26 提言「研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」
 データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為の事案が発生したこと等を踏まえ、我が国における世界最先端の科学研究の推進及びその健全化を目指して、研究不正を事前に防止する方策及び研究不正が発生した場合の対応方策の提言を行った。
- H25. 12. 20 提言「臨床研究における利益相反（COI）マネジメントの意義と透明性確保について」
 産学連携が活発になると、研究者個人としての社会的責務と、産学連携活動に伴い生じる個人的利益との間で利益相反が発生する。適正な臨床研究の推進を産学連携のもとに取り組むため、研究者が臨床研究の遂行において果たすべき責務

と役割を提言としてまとめた。

H25. 10. 16 提言「研究用原子炉のあり方について」

研究用原子炉については、その利用のメリットや必要性とともに、原子炉施設としてのリスクがあり、そのリスクに対処するための真摯な取り組みが不可欠であるため、我が国における学術、科学・技術の発展の観点から、研究炉の役割と位置付け、研究炉の安全・安定運転の確保、研究炉の燃料問題への対応、研究炉の運営・利用体制の強化、研究炉の後継と将来の研究炉の検討等の提言をまとめた。

H25. 10. 9 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：生物学分野」

H25. 9. 30 回答「国際リニアコライダー計画に関する所見」

平成 25 年 5 月の文部科学省研究振興局長からの審議依頼を受け、①国際リニアコライダー（ILC）計画における研究の学術的意義及び ILC 計画の素粒子物理学における位置づけ、②ILC 計画の学術研究全体における位置づけ、③ILC 計画を我が国で実施することの国民及び社会に対する意義、④ILC 計画の実施に向けた準備状況・建設及び運営に必要な予算及び人的資源の確保等の諸条件、について審議し、平成 25 年 9 月に回答を公表・手交した。

H25. 9. 18 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：数理科学分野」

H25. 9. 6 提言「原子力災害に伴う『風評』被害対策と検査態勢の体系化に関する緊急提言」

原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策として、放射性物質の食品検査態勢を現在の出口対策から生産対策へ転換すべきであり、食品検査の統一的な法令の整備、移行リスクごとの放射能汚染対策の確立、復興のための一元的な研究機関・組織の設置等を提言。

H25. 9. 2 報告「我が国における歯科医学の現状と国際比較 2013」

H25. 8. 30 提言「無煙タバコ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」

今般大阪市限定で JT により無煙タバコ製品（スヌース・タイプ）が新たに販売された。無煙タバコは一般のタバコに比べ「安全」と誤認され、未成年者への広がりも懸念されることから、今後の無煙タバコ対策について提言を行った。

H25. 8. 30 報告「全員加盟制医師組織による専門職自律の確立-国民に信頼される医療の実現

のために-」

- H25. 8. 19 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：機械工学分野」
- H25. 7. 26 提言「100万人ゲノムコホート研究の実施に向けて」
H24. 8. 8 の提言「ヒト生命情報統合研究の拠点構築 - 国民の建国の礎となる大規模コホート研究 - 」をさらに発展させるため、実施体制、産学官連携、倫理的配慮・社会との接点、人材育成、等について提言をまとめた。
- H25. 6. 27 提言「原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言」
東電福島事故による被害について、社会学的視点から①科学の信頼回復と科学的検討の場の改善、②被災者住民の状況把握と意見把握の方法の改善、③長期避難状況下での住民と行政の改善という三点に絞って、現状分析と提言をまとめた。
- H25. 5. 15 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：家政学分野」
- H25. 5. 2 提言「災害に対する社会福祉の役割－東日本大震災への対応を含めて－」
東日本大震災への対応を含めて、災害時に社会福祉の制度や支援が十分に機能できていないことから生じている課題を明らかにし、国や地方公共団体ならびに、社会福祉団体等に対して、それぞれ提言をまとめた。
- H25. 3. 28 提言「東日本大震災に係る学術調査－課題と今後について－」
学協会、大学等は、災害に関する学術調査を実施することを想定し、事前に災害時の学術調査に関する指針を策定しておくべきこと、学术界は、災害時に重複した学術調査が行われ、被災者や被災自治体の過度の負担とならないように、災害時に実施されている学術調査の概要を把握し、公表できるようなシステム・制度を準備しておくべきであることなど6項目を提言。
- H25. 3. 22 提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて - 成育時間の課題と提言 - 」
子どもの成育環境は空間、時間、方法、コミュニティという4つの要素とそれらの関係として総合的に捉えられ、今日の成育環境の劣化はそれらの相互的悪化の循環によるものであるとの認識のもと、過去に「成育空間」「成育方法」を取り上げてきたが、今回は子どもの「成育時間」の改善について提言を行った。
- H25. 2. 25 提言「日本の経済政策の構想と実践を目指して」
日本が直面する経済危機は、リーマン・ショック後の深刻な不況に有効な経済

政策を構想・実践できない日本の政治・経済システム、失われた 20 年と称される長期的な経済停滞、目を覆う政治の混迷、東日本大震災の激甚被害と東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故、少子高齢化等の、複合的な構造を持っている。これに対応するべく、技術革新と人材形成、競争秩序の形成と維持、財政再建と持続可能な財政システムなどを提言。

H25. 2. 25 提言「科学・技術を担う将来世代の育成方策 ～教育と科学・技術イノベーションの一体的振興のすすめ～」

科学技術創造立国を目指す我が国において、科学・技術を担う優れた人材の育成が極めて重要であり、科学・技術の継承と開発という点で、特に次世代を担う若手人材の育成と、次々世代を担う児童・生徒・学生の教育には大きな期待がかかっている。このことから、新リベラルアーツ教育の必要性とその方策、初等・中等・高等教育における各教育段階の間の橋渡し機能の強化、各教育段階の間の橋渡し機能の強化と科学・技術イノベーション強化との一体的推進機能などを提言。

H25. 1. 31 提言「地質地盤情報の共有化に向けて－安全・安心な社会構築のための地質地盤情報に関する法整備－」

安全・安心な社会構築のための地質地盤情報の共有化の促進と、法整備に向けて、地質地盤情報に関する包括的な法律の制定、地質地盤情報の整備・公開と共有化の仕組みの構築、社会的な課題解決のための地質地盤情報の活用の促進と国民の理解向上について提言。

H25. 1. 29 声明「科学者の行動規範－改訂版－」

日本学術会議においては、科学者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に科学研究を進め、科学の健全な発達を促すため、平成 18 年（2006 年）10 月 3 日に、すべての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範について」を決定、公表した。同声明については、大学等の研究機関に周知し、各機関はこれを受け、自律的に対応を行ってきたところである。

その後、データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為の事案が発生したことや、東日本大震災を契機として科学者の責任の問題がクローズアップされたこと、いわゆるデュアルユース問題について議論が行われたことから、同声明の改訂を行った。

H24. 12. 26 回答「アジアの大都市制度と経済成長に関する検証および日本への示唆」

平成 24 年 4 月に、総務省自治行政局長から審議依頼を受けた。国の統治制度や地方行財政制度が、都市の経済成長にどのように有効に機能するのかについて審議し、平成 24 年 12 月に回答を公表・手交した。

- H24. 12. 21 報告「第2期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」
- H24. 12. 5 提言「「ひと」と「コミュニティ」の力を生かした復興まちづくりのプラットフォーム形成の緊急提言」
復興まちづくりにおいて、自助力・共助力を有する、「ひと」、「コミュニティの力」、「コミュニティのつながり」を再生していくために、地域コミュニティの持続的維持を、行政と住民の共同の責任で実現していく場としての「復興まちづくりプラットフォーム」の形成、失われた自然と地域の人たちの関わりについての聴き取りによるアーカイブの作成と復興計画への展開について提言。
- H24. 12. 5 提言「いのちを育む安全な沿岸域形成の早期実現に向けた災害廃棄物施策・多重防御施策・生物多様性施策の統合化の緊急提言」
「いのちを守ることでできる安全な沿岸域再生」を、速やかに、しかも見える形で実現し、被災地における確かな復興への道筋を示すために、施策の統合化、災害廃棄物処理、資源利用、漂着がれき問題対応について提言。
- H24. 11. 30 回答「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告」
デュアルユースは、破壊的行為と関連する可能性がある科学・技術の広い分野に関わる問題であることを改めて確認するとともに、その関わり方は研究分野で種々異なる可能性がある。種々の分野を包括しうる、デュアルユースに関わる規範について検討し、①科学者・技術者の職業的責任、②科学者・技術者の行動原則、③科学者・技術者の社会的責任と情報伝達のあり方、④科学者・技術者共同体としての用途の両義性への対応、などの内容の科学・技術のデュアルユース（用途の両義性）に関わる規範を「学術の行動規範について」の改訂を前提とした補足文書とするとの位置付けで取りまとめた。
- H24. 11. 30 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：法学分野」
- H24. 11. 30 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：言語・文学分野」
- H24. 10. 26 提言「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」
我が国では、この15年の間に研究評価システムが本格的に導入され、一定の効果が認められている。しかし日本学術会議会員に対して実施したアンケート調査によれば、研究者の評価負担が大きく、徒労感を招いているとの回答は9割に

ものぼり、各種の評価の目的と評価結果の活用方策の明確化が不可欠となっている。同時に、評価を研究活動に対する公的資金支出の説明責任を果たすことのみ焦点をおくのではなく、評価を通じて研究者を育成し支援していく視点から、その在り方を検討し、研究評価システムのメタ評価の実施、若手研究者の育成・支援に資する研究評価システムへの転換方策を提言。

H24. 9. 11 回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」

平成 22 年 9 月の原子力委員会からの審議依頼を受け、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方等について検討を行い、科学的自律性の確保や国民に対する説得力ある政策決定手続きの必要性、暫定保管および総量管理を柱とした政策枠組みの再構築などを提言する回答を本年 9 月にとりまとめ内閣府原子力委員会委員長へ手交。

H24. 8. 31 報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：経営学分野」

H24. 8. 8 提言「ヒト生命情報統合研究の拠点構築 - 国民の建国の礎となる大規模コホート研究 - 」

巨大な情報を統合的に解析するまでを一貫して実施する新しい研究分野「ヒト生命情報統合研究」の創出、医療情報基盤・ヒト生命情報統合研究の拠点整備、その研究拠点整備と提言実行のために専門家による推進協議会（仮称）の設置を提言。

H24. 6. 27 提言「我が国の宇宙政策のあり方と宇宙科学の推進」について—宇宙開発利用の更なる発展のために—

宇宙科学研究を、宇宙開発利用全体を先導する主軸要素として位置づけ、宇宙政策委員会に宇宙科学研究コミュニティの代表を求めること、宇宙政策委員会の議論を公開すること、宇宙科学研究の活力を国レベルに適切に取り組みを作ること、宇宙開発利用機関と大学・研究機関等との連携をより強化し、宇宙開発利用の活性化の担い手および人材の供給源として、全国の大学が効果的に、宇宙開発利用の場に参加できるようにする提言。

H24. 4. 9 提言「学術からの提言—今、復興の力強い歩みを—」

東日本大震災からの復興の諸課題に対し、被災者および被災地の住民をはじめ国民が必要とする知見を、学術の諸分野が結集して具体的に提供することを目的とし、東日本大震災復興支援委員会のもとに、災害に強いまちづくり分科会、産業振興・就業支援分科会、放射能対策分科会を設けて、それぞれが集中的な審議を行なうとともに、災害廃棄物については本委員会で直接審議することにより、

提言を取りまとめた。

H24. 4. 9 提言「災害廃棄物の広域処理のあり方について」

災害廃棄物の処理方法の一つである広域処理の方法が、安全性の観点から妥当なものであるかを検証し、被災地及び処理にあたる広域の自治体や住民が安全性について十分に納得できるように、モニタリング、情報提供、説明にあたり必要な留意点を指摘し、必要な提言を行ったもの。

H24. 4. 9 提言「二度と津波犠牲者を出さないまちづくり—東北の自然を生かした復興を世界に発信—」

将来の災害においても、防波堤・防潮堤などの防災施設と、安全な場所でのまちづくりと、避難によって、人命を守り、物的被害を軽減するという減災の考え方に基づいて、復興のためのまちづくりをすすめることを、現段階での課題を踏まえて、7つの視点から提言。

H24. 4. 9 提言「被災地の求職者支援と復興法人創設—被災者に寄り添う産業振興・就業支援を—」

被災地域の産業振興・就業支援のあり方について、被災地域の産業と雇用の情勢、産業振興と就業支援にかかるニーズの分析を踏まえて、求職者支援制度の改善、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の改善、「復興法人」の創設等を提言。

H24. 4. 9 提言「放射能対策の新たな一歩を踏み出すために—事実の科学的探索に基づく行動を—」

複数の被ばく経路別に推定した被ばく量と健康影響に基づき、その影響を最小化するために、地域での医療体制の整備等を提言。また今後、放射線被ばくによる健康影響の予測をより精度高く行うために、領域横断的な研究体制を政府と学会の協働により構築すること等を提言。

日本学術会議の勧告について

- 日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）に基づき、政府から独立して、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」等の職務を行うこととされている。
- この職務を行うため、日本学術会議法第 5 条に基づき、日本学術会議は、科学の振興、技術の発達に関する方策、科学研究者の養成に関する方策等について、政府に対し、勧告を行うことができることとされている。
- 日本学術会議の勧告については、発出時には総理への手交をお願いするとともに、すべての大臣に対し、公文書により通知を行うこととしている。
- 勧告の政策への反映状況のフォローアップのため、日本学術会議から内閣府本府に対し、勧告の発出後概ね 1 年後に政策への反映に向けての着手状況の調査、概ね 3 年後に政策への反映状況の調査を、それぞれ依頼。
内閣府本府は、日本学術会議からの依頼に基づき調査を実施し、結果を取りまとめて日本学術会議に報告。

(参考) 日本学術会議の意思の表出について

《日本学術会議の意思の表出の種類》

- ① 日本学術会議が自ら能動的に実施するもの
 - ・ 勧告：科学の振興、技術の発達に関する方策等についての政府への勧告
 - ・ 要望：学術会議が政府、関係機関等の実現を望むことについての意思表示
 - ・ 声明：学術会議の目的を遂行するために特に必要と考えられる事項についての意見表明
 - ・ 提言：学術会議の部、委員会等が実現を望むことについての意見表明
 - ・ 報告：学術会議の部、委員会等の審議結果についての発表
- ② 政府の諮問等を受けて日本学術会議が実施するもの
 - ・ 答申：特に専門科学者の検討を要する重要施策等に係る政府からの諮問に対する答申
 - ・ 回答：学術会議が関係機関から受けた審議依頼事項に対する回答

日本学術会議の勧告実績（平成 17 年度以降）
及び勧告を基に実現した主な施策

年月日	名称及び要旨	勧告を基に実現した 各府省の主な施策
H22. 12. 15	<p><u>総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて</u></p> <p>科学技術基本法を見直し、「科学技術」の用語を「科学・技術」に改正すると同時に、次期科学技術基本計画を「科学・技術振興基本計画」に改称し、人文・社会科学を計画の対象に入れ、次世代研究者等の育成・確保、男女共同参画の推進等を明記すること等を求める。</p>	<p>⇒ <u>第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日）に趣旨が反映</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に用いられる Science and Technology に対応して「科学技術（「科学」及び「技術」を言う。）」と記載。 ・ 自然科学のみならず、人文科学や社会科学の視点も取り入れ、科学技術政策に加えて、関連するイノベーション施策も幅広く対象に含め、その一体的な推進を図っていくこととしている。 ・ 女性研究者の活躍の促進や時代を担う人材の育成について記載。
H17. 4. 19	<p><u>大都市における地震災害時の安全の確保について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存不適格建造物の耐震補強及び密集市街地の防災対策推進のため、法改正等抜本的対策が必要 ・ 都市地下空間の統合的防災基準及び危機管理体制の確立が必要 ・ 病院船の建造等の救急医療体制、重要業務集積地域への支援体制等の早急な整備が必要 	<p>⇒ <u>地震防災対策特別措置法の一部改正（平成 18 年 3 月 31 日公布・施行）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小中学校等の「屋内運動場」（体育館）の耐震補強事業について国庫補助率の引き上げを実施 <p>⇒ <u>地震防災対策特別措置法の一部改正（平成 20 年 6 月 18 日公布・施行）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時に倒壊等のおそれのある公立小中学校等建物の耐震補強事業での、更なる国庫補助率引上げ

日本学術会議主催学術フォーラムのテーマ等一覧 (H25. 8. 1～H26. 8. 31)

開催日	テーマ	出席者数
H26. 8. 29	生命情報ビッグデータ時代における新しい生命科学	130名
H26. 8. 1	初等中等教育における海洋教育の意義と課題—海洋立国を担う若手の育成に向けて—	100名
H26. 7. 29	研究倫理教育プログラム	284名
H26. 7. 20	減災の科学を豊かに—多様性・ジェンダーの視点から—	100名
H26. 7. 6	立法システム改革と立法学の再編	120名
H26. 6. 23	国際リニアコライダー（ILC）計画	210名
H26. 5. 31	男女共同参画は学問を変えるか	140名
H26. 5. 30	学術のビジョンと大型研究計画～マスタープラン 2014～	150名
H26. 3. 13	世界のオープンアクセス政策と日本：研究と学術コミュニケーションへの影響	250名
H26. 1. 11	アジアの経済発展と地球環境の将来—人文・社会科学からのメッセージ—	50名
H25. 12. 8	多文化共生社会の現在と在日外国籍女性	140名
H25. 11. 29	東日本大震災からの水産業および関連沿岸社会・自然環境の復興・再生に向けて	112名
H25. 9. 7	新型出生前診断の広がりや遺伝医療の発展への対応：ヒトの遺伝と遺伝性疾患の正しい理解に向けて	150名
H25. 9. 7	こころの健康社会の創造に向けて	180名
H25. 8. 12	科学・技術を担う将来世代の育成方策を考える～教育と科学・技術を価値創造につなぐために～	180名
H25. 8. 7	社会の中の、社会のための科学技術イノベーションの推進	217名



日本学術会議の機能と他機関との役割分担

《総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」（平成15年2月）より》

- 他国のアカデミーがもつ栄誉授与機能は、現行の日本学術会議は担当していないが、我が国では他に担当することがふさわしい機関が存在しており、現役科学者中心の集まりである日本学術会議が担当することは今後も適当でない。
- 研究助成機能については、現行の日本学術会議は担当していないが、第一線の現役研究者中心の集まりである日本学術会議が、機関として研究助成機能を担当することは今後も適当でない。これに関連して、現行の日本学術会議が行っている科学研究費補助金審査員の推薦については、見直す必要がある。

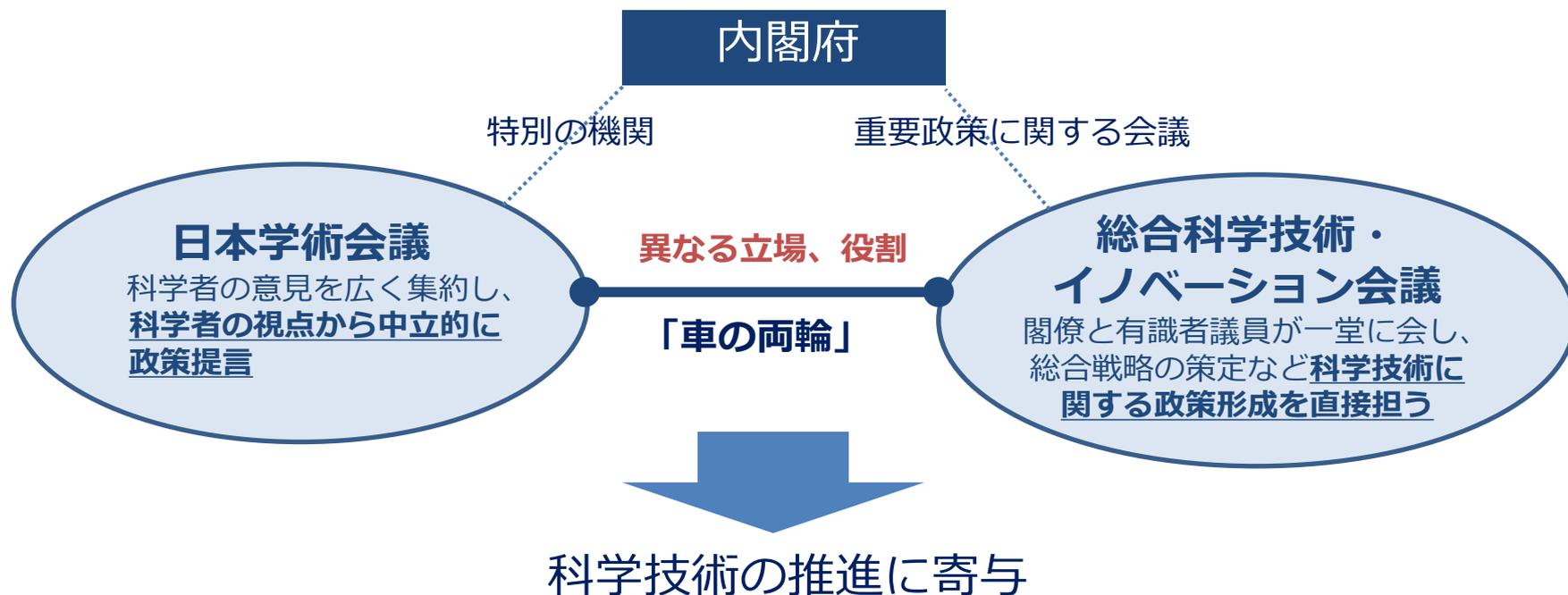
	日本学術会議	総合科学技術・イノベーション会議	日本学士院
位置付け	内閣府の特別の機関	内閣府の重要政策に関する会議	文部科学省の特別の機関
基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の科学者の代表機関。 ● 広く科学者の知見をボトムアップ的に集約し、<u>科学者の見解を政府や社会に対して提示する。</u> 	政府全体としての科学技術政策の「司令塔」としてトップダウン的に政策形成を直接担う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学術上功績が顕著な科学者を優遇するための機関。 ● 学術上特に優れた研究業績への授賞、紀要の編集・発行などの事業を行う。
構成	各分野の科学者（会員210名、連携会員約2000名） 【任期6年】	議長：内閣総理大臣 議員：議員（関係閣僚、有識者）14名以内 ※有識者議員は、国会同意人事。 ※日本学術会議会長が「関係機関の長」として構成員となっている。 【有識者議員の任期2年】	学術上功績顕著な科学者150名 【終身】

【総合科学技術・イノベーション会議との関係】

《総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」（平成15年2月）より》

- 総合科学技術会議は、閣僚と有識者議員が一同に会して科学技術に関する政策形成を直接行う役割を担う。日本学術会議は、ボトムアップ的に科学者の意見を広く集約し、科学者の視点から中立的に政策提言を行う役割を担う。こうした役割分担に沿って、両者は、「車の両輪」として我が国の科学技術の推進に寄与するものと位置付ける。
- 両者の関係をより明確に整理する観点から、総合科学技術会議の所掌事務と重複し、また利害関係が生じ得るような各年度の交付金、補助金等の予算及び配分、予算編成の方針等に係る具体的な事柄については提言事項に含めないこととする。

26



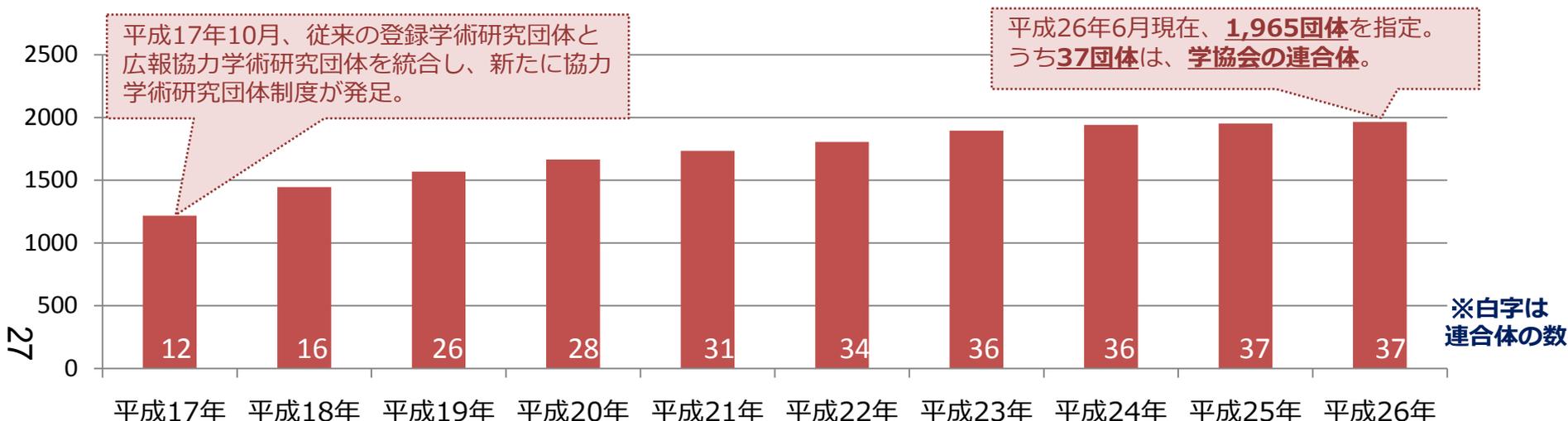


学協会との関係①

-協力学術研究団体

【協力学術研究団体について】

学術研究団体及びその連合体のうち、日本学術会議の活動に協力することを申し出、科学者委員会及び幹事会で承認されたものを「日本学術会議協力学術研究団体」として指定し、協力関係を構築している。



【学協会との協力による取組例】

● シンポジウム、会議等の共同主催や後援等

⇒ ・ 公開シンポジウム等の共同主催：年間50件程度

東日本大震災後は、分野横断的な複数の学協会等（平成26年8月現在：29学会＋学協会連絡会）から成る「**東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会**」と連携し、東日本大震災に対する反省と今後の抜本的な見直しに際し、学協会の壁を越えて本格的な議論を展開する連続シンポジウムを開催。

・ 国際会議の共同主催：年間7～8件程度

● 日本学術会議からの広報刊行物、ニュースメール等の配布、配信

● 学協会との連携組織の設置

理学・工学分野では、平成22年4月、「理学・工学系学協会連絡協議会」を設置し、平成26年6月までに5回開催。同分野の将来の夢を語ることを目的とした「科学・夢ロードマップ」の作成に当たって協議会を構成する学協会と協力。他の分野においても、学協会の連合体と学術会議との間で、連携した活動が行われている。



○ 会員・連携会員の選考に当たっての情報提供依頼

	情報提供団体数	情報提供人数
第22—23期会員等の選考時	426団体	1,765人
第23—24期会員等の選考時	272団体	1,039人 ※

※ 重複者（2団体以上から情報提供があった者）を除く。

○ 学協会の機能強化方策の検討

・学協会の機能強化方策検討等分科会の設置（平成18年9月）

研究情報の発信・流通のグローバル化に伴う研究成果の発表における学協会離れの傾向、公益法人制度改革などを背景に、学協会の機能強化に資する方策について検討するため、平成18年9月、科学者委員会の下に「学協会の機能強化方策等検討分科会」を設置。

・新公益法人制度への対応に関する状況把握、情報提供

110年ぶりの公益法人制度の大改革を踏まえ、学協会の制度改革への対応に資するため、以下のような取組を実施。

●アンケート調査の実施による状況把握

協力学術研究団体を対象とした随時のアンケート調査を通じ、学協会の新公益法人制度への対応状況を把握。

●公開シンポジウムの開催

上記アンケート調査により把握した現状を共有するとともに、制度改革に関する情報提供、政府も含めた関係者との意見交換等を実施

【これまでに開催した主なシンポジウム】

- ・「学協会の新公益法人法への対応の現状と展望」（平成25年10月22日）
- ・「公益法人申請のための最新情報説明会」（平成22年11月25日）
- ・「学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題」（平成21年5月30日）
- ・「これからの日本の学協会のあり方」（平成19年3月16日）

平成 18 年 10 月 2 日

日本学術会議の活動に関する評価

石井 紫郎（幹事）
井口 洋夫
志村 令郎
立花 隆
辻 篤子
中根 千枝

日本学術会議の在り方については、中央省庁等改革の一環として行政改革会議において検討が行われたことを発端として様々な検討がなされ、その結果法律の改正等を経て、平成 17 年 10 月に、黒川清会長（当時）の下、新しい会員による第 20 期の活動が開始された。

今般、日本学術会議は、その活動を充実させるため、外部の有識者による評価を実施することになった。評価の依頼を受けた我々は、日本学術会議の活動状況等に関する年次報告書案を基に、去る 9 月 5 日に、会長、副会長、各部長等と、日本学術会議のこの一年の活動状況等について意見交換する機会を持った。そしてここに、平成 17 年 10 月から一年間にわたる日本学術会議の活動状況等に関する評価及び今後の課題等を別紙のとおり取りまとめた。

これらの意見を今後の活動にいかし、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティーの代表機関としてますます活躍していくことを期待している。

【全般的評価】

新生日本学術会議の活動についての評価を行うことを依頼されたが、現状では法改正等を受けての新体制が発足してまだ一年しか経過していない段階である。また、この一年間には各種委員会やその下に置かれる分科会等の整備、連携会員の任命など、審議のための体制整備にまず尽力が求められてきた。このような状況の下で、全般的に見れば、各委員会等で精力的な審議が開始されるなど、各方面での活動はめざましく、新しい日本学術会議として活性化の方向に向いてきたと考える。

G8サミットに向けた各国学術会議との共同声明や政府統計の改革に向けた提言等を発出する一方、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を取りまとめるなど関係省庁との連携にも心がけている。また、国民の科学に対する理解を深めるため公開講演会等を開催した。また、科学者の行動規範の策定等に取り組んでいるのも、その活動の具体的な表れであると評価できる。また、日本学術会議の活動に関する情報の取り上げられ方については、マスコミにおける報道件数は、新体制発足以降はそれ以前と比べて増えており、従前より国民の目に触れやすくなったと言えよう。このように、新生日本学術会議の一年目の活動については、その努力に対し一定の評価を行い得るところである。

他方、例えば、従前の登録学術研究団体からの会員推薦制が廃止され、日本学術会議が自ら会員を選考する方法に変更されたことに伴い、日本学術会議が科学者コミュニティーを代表していることを外から分かりやすく認識できるよう努力することが大切になっていることや、現在の情報化社会においては、国民に対してその時々適切な情報を発信していく機能をより一層高めることが求められることなど、新たな課題も生じている。また、他国のアカデミーと比較して、日本学術会議の活動を支える体制が十分なものになっているかどうかなど、検討すべき問題もある。

そこで、今後の課題について以下に整理する。

【今後の課題】

1. 日本学術会議が我が国の科学者コミュニティーの代表としての正統性を確立するために努力していることを、会員（連携会員を含む）の選考方法・手続等に関する情報を公開するなど、引き続きより明確な形で示していく必要がある。

2. 日本学術会議は、科学者コミュニティの代表として我が国における大学や学術機関の在り方等について大局的な観点から議論し、外に向かって提言等の形で出していくべきである。
3. 総合科学技術会議との関係はしばしば「車の両輪」と表現されているが、政策審議機関である総合科学技術会議と俯瞰的かつ中立的な立場で政策提言を行う日本学術会議とでは、それぞれ果たすべき役割が異なるを考える。日本学術会議は、その違いを踏まえた上で、科学者コミュニティの代表としての立場から発言していくべきである。
4. 課題別委員会が設置され、機動的な審議活動が開始されていることは評価できるが、審議テーマの設定や意思決定の過程などを、外に向かってより理解しやすい形で情報提供していく必要がある。
5. 新体制が発足して、国際活動を主要な活動の一つと位置付けこの一年活動を行ってきたが、日本学術会議の行う国際活動の基盤となる様々な国際学術団体による活動を支援し、今後も国際協力の在り方に留意して国際活動に尽力すべきである。
6. 日本学術会議は、他国のアカデミーと比較して、活動を支える財政面、スタッフ等の体制が必ずしも充分とは言えず、この面での充実が是非とも必要である。

【補足意見】

(井口 洋夫)

日本学術会議の行う国際活動の基盤となる様々な国際学術団体による活動(48団体)は古いもので100年近い歴史を持ち、運営への参画は各科学者コミュニティ(学会)が中心に行っているが、総括は日本学術会議が行っている。これら国際学術団体の活動を引き続き支援してほしい。

また、会員推薦制度の廃止に伴い、登録学術研究団体制度に替えて日本学術会議の活動の周知等に協力する学会等からなる協力学術研究団体制度が設けられたが、協力学術研究団体との協力、信頼関係の構築が不可欠である。学会の持つ情報を日本学術会議と共有することも必要であり、学会との連携の在り方については、今後も模索が必要であろう。

(志村 令郎)

日本学術会議が我が国における学術の在り方について状況を把握し、大局的な観点から議論し、科学者コミュニティの代表として学術の在り方や学術政策に関して提言等を行うことが大変重要である。

また、会員の70歳定年制が設けられたが、定年を迎えた年齢層の人材も、能力に応じて日本学術会議の活動を支えてもらってはどうか。

(立花 隆)

活動の目標を掲げ、例えば日本学術会議の基本的な存在感としてアメリカをモデルにするのならアメリカに近づけるよう戦略的に行動すべきである。政府への提言機能についても、政府からの諮問に応じるだけでなく、自発的な発議と率先した独自審議も行いつつ、学術文化に関わる重要な問題は何によらずアカデミーに諮問するのが当たり前という風土を創っていくことが求められる。

世論啓発については、いかにマスコミに報道させるかという観点から工夫する必要がある。報道し易い形に情報を整理、加工してマスコミに提供すべきである。

(辻 篤子)

国民の目には日本学術会議の活動はなかなか見えない。一般の関心事についてさまざまな形で発信し、日本学術会議が国民にとって頼りになる機関だという期待感を持ってもらうことが大事である。

社会との関わりを重視する観点からも、政策提言を積極的に行うことが重要だと考える。

(中根 千枝)

日本学術会議には、費用面、人員面の補強が必要ではないか。特に、会員は非常勤で活動のための時間を捻出することが難しい人が多いため、活動に専念できるスタッフがもっと増えないと、日本学術会議が今後十分な役割を果たしていけないのではないかと懸念を持っている。

平成 20 年 12 月 11 日

日本学術会議の活動に関する評価

石井 紫郎（幹事）
井口 洋夫
志村 令郎
立花 隆
辻 篤子
中根 千枝

日本学術会議の在り方については、中央省庁等改革の一環として行政改革会議において検討が行われたことを発端として様々な検討がなされ、その結果法律の改正等を経て、平成 17 年 10 月に、黒川清会長（当時）の下、新しい会員による第 20 期の活動が開始され、その第 20 期の活動も去る 9 月 30 日をもって一応の区切りを迎えた。

今般、日本学術会議は、新たに迎えた第 21 期の活動を充実させるため、外部の有識者による評価を実施することになった。評価の依頼を受けた我々は、日本学術会議の活動状況等に関する年次報告書を基に、会長、副会長、年次報告等検討分科会委員等と、日本学術会議のこの一年の活動状況等について意見交換する機会を持った。そしてここに、第 20 期における日本学術会議の活動状況等に関する評価及び今後の課題等を別紙のとおり取りまとめた。

これらの意見を今後の活動にいかし、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティーの代表機関としてますます活躍していくことを期待している。

(別紙)

【全般的評価】

新生日本学術会議の活動も3年が過ぎ、第20期の活動も一応の区切りがついた。全般的に見れば、新制度での各種委員会等では、精力的な審議が行われ、改革の成果は得られたものと思われる。

例えば、日本開催は初となるG8サミットにおいて各国学術会議との共同声明を発出したり、代理懐胎について明確な方向付けを行うべき、という国民の声が高まっている状況の中で、法務大臣及び厚生労働大臣からの審議依頼に対し「生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼について(回答)」を回答してきている。また、日本学術会議の会員・連携会員が共有すべき基本的な目標、義務及び責任を対外的に宣言した「日本学術会議憲章」を公表するなど日本の科学者コミュニティの代表機関としての役割も担っているといえよう。

このように新生日本学術会議としての第20期は一定の評価を下せるものである。

その一方で、日本学術会議の会員自らが、会員を選考する方法に変更されたことに伴い、従来の登録学術研究団体を構成してきた学協会との関係が希薄になっている点や、新公益法人法の施行に伴い、学術団体を支援・強化するための新しい法人制度創設に向けた検討の必要性など、新たな課題も生じている。また、我が国における大学や学術研究機関による人材育成の問題等について議論し、社会に向けて提言することも求められてきている。

【個別意見】

(井口 洋夫)

国際活動を行う際の代表となる人材を育てる土台作りを日本学術会議にお願いしたい。そのための財政面を含めた予算構成を変えることが必要である。

また、大学における学生の幅広い教養の体得をめざす一般教養離れの是正と共に、教官の多忙による人材育成不足の解消について、日本学術会議が発言すべきである。

(志村 令郎)

学術基本法を早急に策定する必要があるが、そのためには、まず日本学術会議が中心となって学術基本法を策定し、関係方面に対し提言として示すことが大切である。

また、法人化後の国立大学法人や大学共同利用機関法人等の研究者が抱える

諸問題について、日本学術会議で議論し、問題点について如何に是正されるべきかを提言されることが望ましい。

(石井 紫郎)

学術基本法については日本学術会議が主体となって行う仕事である。

また、日本の大学の抱える問題への対応として、教授の人数を増やすべきである。そして、大学のタテ社会を無くすための研究が必要である。現在、研究室の単位（大きさ）が小さくなっている。そのため大学院生が接する範囲がより小さくなった状態で研究者になっていっている。研究室はおもしろいという認識がされなくなったので、大学の研究室の後継者不足を解決しなければ、日本は世界の学問の趨勢に取り残されてしまうであろう。そうならないための提言を日本学術会議は出すべきである。

(立花 隆)

現状では日本学術会議の位置付けがはっきりしていない。科学技術基本法などの国の大きな枠組みそのものに日本学術会議が加わっていくべきである。

また、オーストリアのアカデミーのように外国人も会員に選べるようにするなど、グローバルスタンダードとしてカウンシル的なものを日本学術会議は作るべきである。

(辻 篤子)

日本学術会議の活動は、メディアでの報道も少なく、社会的な認知度はまだまだ低い。予算を増やすためにも社会を見方につけるべきだ。

提言などのフォローアップは早めに行い、現実に応じた影響を与えたかを評価すべきである。

勧告、要望、声明などの違いは、外から見るとわかりづらい。

(中根 千枝)

日本学術会議憲章は短期間でよくできていると思う。

国立大学の法人化のメリット・デメリットをはっきりと書いた提言を出すべきである。

平成 22 年 2 月 15 日

日本学術会議の活動に関する評価

石井 紫郎（幹事）
貝塚 啓明
末松 安晴
高木 靱生
南 砂
矢崎 義雄

日本学術会議は、平成 17 年 10 月に「新生学術会議」として新たな体制でスタートをしたが、2 期目に当たる平成 20 年 10 月、半数の会員及び連携会員の入れ替えを行うとともに、役員の変更を行い、第 21 期の活動を開始した。

今般、日本学術会議は、第 21 期の活動を更に充実させるため、外部の有識者による評価を実施することになった。評価の依頼を受けた我々は、日本学術会議の活動状況等に関する年次報告書等を基に、会長、副会長、年次報告等検討分科会委員と、日本学術会議のこの一年の活動状況等について意見交換する機会を持った。そしてここに、第 21 期 1 年目（平成 20 年 10 月～平成 21 年 9 月）における日本学術会議の活動状況等に関する評価及び今後の課題等を別紙のとおり取りまとめた。

これらの意見を今後の活動にいかし、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関としてますます活躍していくことを期待している。

【全般的評価】

新生日本学術会議が発足して4年が経ち、第21期の活動も1年目を迎えた。まだ第21期が始まって間もないが、全体的に見れば、新制度での各種委員会等では、第20期に引き続き精力的な審議が行われているといえる。

まだ期の初めということもあり、この1年間に意思の表出が行われたものの件数は少ないものの、我が国学術の中長期展望をとりまとめるべく「日本の展望—学術からの提言2010」の審議を第20期から引き続き進められている。また、文部科学省から審議依頼を受け、大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議を進めるなど活発な審議が行われているといえる。

さらに、国際的には、地球規模の問題に対しても目を向け、「持続可能な人間社会」の実現に向けて、各国のアカデミーとも連携しつつ発信されているほか、今回、初めての二国間協定であるバングラデシュ科学アカデミーとの友好協定を調印するなど、新たな試みも行っている。

このように、新生日本学術会議としての第21期1年目の活動については、一定の評価を下せるものである。

その一方で、日本学術会議に対しては、下記の課題について対応が必要と考える。

【今後の課題】

1. 学術に関する調査研究について

学術に関する調査研究は、これまで以上に推進すべきであり、そのために必要な予算は十分な説明責任を果たしつつ積極的に要求することが必要である。日本の学術、科学・技術の政策の在り方について提言や勧告をすることは日本学術会議の使命であり、その提言・勧告等を明確な論拠を持って支える調査研究の必要性はもっと主張してもよいのではないか。

また、調査研究を行うにしても、科学・技術だけでなく、もう少し広い社会的な諸問題あるいは政策決定のプロセスについての研究、要するに国民的な関心からみて重要と思われる問題についての調査研究が必要である。

2. 日本学術会議のプレゼンスについて

日本学術会議のプレゼンスを国民に対して広めるための一層の展開をしてほしい。日本学術会議はいろいろな提言・報告をしているが、それがどうい

うインパクトを持ったかについて、会員自身あるいは広く外部の目から検証を行い、国民への周知徹底の方策を検討することが、日本学術会議のプレゼンスの拡大という点で必要である。

3. 日本学術会議の任務について

日本には数多くの学協会、大学、研究機関があるが、国民の目から見て、また、国際的な水準から見て、十分なレベルのものかどうかのシビアな検証、質の担保といった点を日本学術会議としても検討すべきでないか。

広く言えば、日本学術会議が、科学・技術全体の利益を代表するとともに、国民に対して科学・技術の世界のあるいは大学教育、高等教育といったアカデミアの世界の代表として責任を負う、だから自らの世界のレベルを担保するというぐらいの気持ちでいていただくことが必要である。

4. 学術法人の問題について

学術法人のための法律的枠組が是非必要という点で外部評価委員の全員の意見が一致する。どういう項目、問題を中身として包含すべきものなのか。現行の法律の問題点を解消するだけでよいのか、そもそも学術法人という名を冠するものが必要なのか等について論点の整理・検討を行ってほしい。

5. 日本学術会議の移転問題について

日本学術会議の移転問題に関して、その経緯と移転が困難である現状について説明を受けたが、日本学術会議の移転は適当でないと考えている。

【補足 個別評価】

(石井 紫郎)

これから日本の科学界に人材が来なくなるという恐ろしい事態を真剣に考えていかなければならない。昨今の科学・技術をめぐる状況が、若い人たちに、科学者にはなるものでないという負のメッセージを与えていることが一番深刻である。予算案そのものについては、粛々と策定が行われているが、細かいこと、具体的なことが一切外には出ていないため、一般の若い人たちに対しては、負のメッセージが発せられただけで終わっている。

科学・技術予算の問題については、日本学術会議の重要課題として考えないといけない。ただ具体的な政策が良かったとか悪かったという個別の問題ではなく、若い人たちが離れてしまう結果だけが残ることに対して考えてほしい。

(貝塚 啓明)

若い学生が、入学してすぐ専門分野を決めてしまうことは、人材育成という点から見て好ましくない。優秀な学生が、専攻分野をスムーズに移ることができるような流動性を確保する仕組みが重要である。

今の大学は、こうした弾力性を欠いており、日本学術会議においてこうしたことを視野に入れて、提言等を行ってほしい。

(末松 安晴)

日本からインパクトファクターの大きな学術誌がでていないということ、もう一つは研究費をどう使うかという提案をしたらどうか。

日本学術会議のネットワーク配信を見ることができるようになったが、普通の人が見ても理解できるような内容にしてほしい。

移転問題について、海外では、全米科学アカデミーはワシントンの一番よいところに物凄いビルディングがある。外国の人が来ても恥ずかしくない場所にある。決して無駄遣いをする意味でなくて、品格を保つ必要がある。東京から移転することがよいとは思えない。

(高木 勲生)

若い研究者が将来の展望を得られない状況にある。研究者の流動性が若手のみに押し付けられていることが非常に問題である。若手は明日をも知れない状況であり、2～3年の間にすぐ次の所を考えないといけない。そういう構造が今の日本にあることについて、日本学術会議が提言、勧告等でしっかりメッセージを発する必要がある。

日本学術会議が、政府に対して、学術の立場からのサポートをきっちり打ち出していくことで、日本学術会議の位置付けに重み加わる。

(南 砂)

科学・技術を職業的に研究している人全部を網羅するのが日本学術会議というイメージであるが、その中で日本の高等教育の現状を考えると、国民的目線では、こういう高等教育機関が本当に必要なのかというものまで現実にはある。やはり、日本学術会議がきちんと質を担保できるようにすることが必要である。

(矢崎 義雄)

科学・技術は目前の成果ではなく、中長期的な育成をして初めてできるものである。ポストク1万人計画が揺らぐような方向転換があった時に、それを支える日本学術会議の働きに対して、科学者、研究者の期待が非常に大きいので、

メディアなどを通して是非頑張ってもらいたい。ポストクの置かれている状況がものすごく悲惨であると感じているので、日本の研究者のあり方、キャリアパスといったものを何か提言していただきたい。

日本学術会議として、どういう情報発信をしたらよいか広報的なシンクタンクをつくってやるのも一つの方法ではないか。日本学術会議というだけで一般の人は関係ないと思うので、まずメディアの方に親しんでもらえるような切り口の情報発信が必要である。

私が理事長をしている国立病院機構では、平成 16 年に独立行政法人化した際、5 年間の中期計画期間中に大宮に移転することとしていた。しかし、検討の結果、移転は困難だということになり、厚生労働省医政局長から国土交通省国土計画局長あてで、どのような理由で移転が困難かを公文にして送った。国土交通省はこの公文を受け取ったので、国立病院機構についてはこの問題は解決したと考えている。今日はこの公文を持参したので、学術会議でも参考にしてはどうか。多極分散型国土形成促進法は化石化した法律であり、法律があるからといって、移転問題にいつまでも振り回されるのはおかしいのではないか。

平成 23 年 3 月 1 日

日本学術会議第 21 期 2 年目
(平成 21 年 10 月～平成 22 年 9 月)
の活動状況に関する評価

日本学術会議外部評価委員

石井 紫郎 (幹事)

貝塚 啓明

末松 安晴

高木 鞆生

南 砂

矢崎 義雄

日本学術会議は、平成 17 年 10 月に「新生日本学術会議」として新たな体制で発足して以降、その活動を充実化させる観点から、時宜に応じ、外部評価委員による評価を実施してきた。

平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月に至る 1 年間は、平成 20 年 10 月に始まる第 21 期日本学術会議の 2 年目に当たり、また新生日本学術会議の発足後 5 年目にも当たる、一つの節目となる年である。

今般、この 1 年間に係る外部評価の依頼を受けた我々は、日本学術会議の活動状況等に関する年次報告等を基に、日本学術会議会長、副会長、年次報告等検討分科会委員と意見交換を行い、その結果等を踏まえ、第 21 期 2 年目（平成 21 年 10 月～平成 22 年 9 月）における日本学術会議の活動状況に関する評価を別紙のとおり取りまとめた。

この評価結果を、第 22 期以降を含めた今後の活動に活かし、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関としてますます活躍していくことを期待する。

1. 全般的評価

日本学術会議第21期2年目（平成21年10月～平成22年9月）における日本学術会議の最も重要な活動成果は、日本学術会議が総力を挙げて取り組んできた「日本の展望」プロジェクトの結実、そして、「日本の展望」における提言内容の具体化に向け、政府に対する勧告としてはほぼ5年ぶりに行われることになった「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」の発出である。

この「日本の展望」及び勧告においては、持続可能な社会の構築のため、人文・社会科学を含めた学術全体の振興を図るべきであること、さらにそのためには、出口志向の研究開発に偏って捉えられかねない「科学技術」という用語の趣旨が「科学及び技術」であることを明らかにする必要があることについて、明確なメッセージを発している。このメッセージの趣旨は、第4期科学技術基本計画策定に向けての総合科学技術会議の答申「科学技術に関する基本政策について」（平成22年12月24日）に反映されるなど、重要な成果があったものとする。

また、そのほか、日本学術会議は、G8サミットに向けてのG8学術会議共同声明の発出など、国際活動の着実な実施、大型施設計画・大規模研究計画について、所要経費、計画期間、期待される成果などを取りまとめたマスタープランの策定といった成果を挙げており、一定の評価ができるものとする。

日本学術会議は、既に第21期も2年余が経過し、平成23年10月には会員・連携会員の半数が改選され、第22期が発足することとなる。今後、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関として求められる責任を一層果たしていくためには、さらに以下に掲げる課題に対応していくことが必要であり、今後の取組に期待したい。

2. 今後の日本学術会議の課題

- 政府、社会等に対する政策提言については、長期的・科学的視点に立脚しつつ、社会の根幹にかかわる現実の事項について、具体的かつ明確なメッセージを示すこと、政策の選択肢を示すことが重要である。

- 日本学術会議の政策提言や活動の内容が広く社会に認知されるよう、情報発信の在り方について、更なる工夫が必要である。

- 国の財政状況が厳しい中、日本学術会議の予算も厳しい状況が続くものと予想されるが、外部との協働など、そのような中であっても活動の成果を挙げていくことができるような工夫が必要である。

【補足：各外部評価委員の個別意見】

①「科学・技術」の表記について

- 「科学」と「技術」の関係をきっちり分けて整理したことは、間接的かもしれないが今後確実に効果が出てくるものであると思う。これからの日本学術会議の活動にも大いに意味がある。ただ、日本学術会議は「科学・技術」より「学術」という用語を前に出しても良いのではないか。（石井 紫郎）
- 「科学技術」が「科学及び技術」であるというのは当然だと思う。このことは私が以前から主張していたことでもあり、社会にこのような理解が広がっていくのは良い流れである。（末松 安晴）
- 最近では、「科学は社会の役に立たなければならない」、「役に立たない科学はやるべきではない」といった風潮が強まっているが、これは、真理の探究という科学の本旨から外れている。その意味で「科学」と「技術」をきちんと分けたことは良いことであり、趣旨を国民に理解してもらわなければならない。科学による真理の探究が、間接的であっても必ずこの国の展望を開くのであり、そのような理解がないと、日本学術会議の存在意義も国民に問われてしまう。日本学術会議としても戦略的に対処していかなくてはいけないのではないか。（南 砂）
- 科学には研究という入口の部分と、成果による社会貢献という出口の部分がある。また、社会貢献にも、人々に対して直接恩恵が与えられるものと、技術の発達につながり、経済成長等を通じて恩恵が与えられるものがある。そうしたものを日本学術会議としてきちんと分けて考えるのは重要なことであり、すばらしいことである。（矢崎 義雄）

② 日本学術会議の政策提言の在り方について

- 日本学術会議は、財政の問題についても、今後どうすべきかのシナリオを提示すべき。例えば、社会保障費のように、今のように充実させ続けるのか、削減するのか、その中間をとるのかといった2つ3つのシナリオを用意し、選択

肢を示した上で、そのどれがよいのか考えてもらうというのが、やるべきことではないか。(貝塚 啓明)

- アメリカのアカデミーは具体的な政策提言に極めて熱心で、世の中にアピールするような提言を端的に出している。日本学術会議の提言は、力点がぼけていて分かりにくい面があり、損をしていると思われるので、紙一枚程度に分かりやすい主張をまとめる工夫が必要ではないか。(末松 安晴)
- 日本学術会議としては、日本の学術を将来どのように発展させていくべきかという長期戦略を持って、それを実現するという観点から、個別具体的な点についてこうすべきだという提言をするようにしてはどうか。(高木 勲生)
- 「日本の展望」については、そのタイトルから、日本の将来やそのための学術の役割についてももう少し明確に書かれていると期待していた。しかし、少なくとも提言本体「日本の展望－学術からの提言 2010」を読む限り、必ずしもそのようには見受けられなかった。「日本の展望」の提言内容を具体化するために何をしていかなければならないか、政策オプションを示してほしかった。例えば、国の研究費のあり方や研究費にかかる規制は時代に合っていない部分があり、それをどう改善するかという問題や、科学教育における初中等教育から高等教育へのつながりの問題など、しっかりとしたデータに裏付けられた学術的な立場から、学術会議としてももう少しストレートに政策のオプションを示すという姿勢を打ち出してもよかったのではないか。(高木 勲生)
- 日本学術会議は、学問的な立場から今後も社会に対して積極的に提言をしていってほしい。ただ、そのとき、国民から見て学術会議が単に学者の利益代表にしか見えないような提言はやめてほしい。大学など学術界にも改革しなければならないことが沢山ある。まず自ら改革していく姿勢を示すことが重要だ。そうでなければ国民の理解は得られない。(高木 勲生)
- 政治と日本学術会議との関係については、不可分なところもあるが、ある程度距離を置きつつ、日本学術会議としてすべき警告をきちんとしてほしい。(南 砂)
- 日本学術会議では、機能別委員会も含め、学術分野を超えて柔軟に議論できる委員構成となっている。このことは高く評価されるべきだと思う。(矢崎 義雄)

③ 日本学術会議から社会への情報発信の在り方について

- 日本学術会議からの情報発信については、具体的にどのような形でやるか、タイミングも含めて非常に重要である。例えば、他の記事と競合しないよう、大事件が起きそうにない時を狙うとか、土曜日を狙うとかするとよい。(貝塚 啓明)

- 例えば、日本学術会議で議論した内容を会員等が新聞のコラム欄への寄稿を戦略的に仕掛けていくなどして、徐々に社会の空気を変えていくということが考えられるのではないか。(高木 勲生)

- 日本学術会議では、「社会のための科学」を打ち出されている。日本学術会議と出版社との協力の下に出版されるジュニア向けの新書シリーズの話があったが、日本学術会議の活動をどのように位置付け、どのように国民・社会一般に理解してもらうかということが重要である。勧告もそのための一つのツールであると思うが、いろいろ工夫されるとよいのではないか。(矢崎 義雄)

- 日本学術会議が編集協力している『学術の動向』については、仲間内の雑誌という形になりすぎているような気がする。もう少し一般国民やメディアが見られるようなものとし、読者層を増やしていく努力が必要ではないか。せっかく立派な雑誌を作っているのだから、もったいないと思う。(矢崎 義雄)

④ 今後の審議課題について

- 若手の女性研究者には相当バイタリティーのある人がいる。このような有望な女性が活躍するため、どうしたら条件が整えられるか、もう少し総合的に考える必要があるのではないか。(石井 紫郎)

- 法科大学院については、一部の大学は何とかなっているが、全体として相当良くない状況になっていると思う。日本学術会議としても、法学系大学院分科会を設置し、この問題について検討しているとのことなので期待したい。(貝塚 啓明)

- 日本では寄附にかかる税金が高いといった問題や、教育に関する問題など、根幹にかかわることについて日本学術会議は声を上げるべきである。(末松 安晴)

- 企業では博士課程修了者は役に立たないと言われることがあるが、実は社会で活躍している博士課程修了者はかなりいる。また、日本は博士課程修了者の数で見ると世界的に低学歴社会である。欧米でも、日本は、現状は良いが博士課程修了者が少ないから今後だんだん弱くなるということが言われている。日本学術会議には、このように世の中で十分理解されていない問題点を短い言葉で端的に指摘してもらいたい。(末松 安晴)

⑤ 日本学術会議の予算について

- 最近はどこも財政的に困っているので、日本学術会議だけ予算を増やすのは困難であると思う。日本学術会議は国の機関であることから、アメリカのアカデミーのように外部から寄附を受けて研究を行うことは困難なようだが、日本学術会議が本当に社会への影響力を持つためには、どのような仕組みであれば外部と協働して成果を挙げていくことができるか、工夫が必要ではないか。(末松 安晴)

- 予算については、政府の方針で毎年削減されており、その中で予算額回復のための努力をしなければならない。大学等も予算削減で惨たんたるものがあるが、文部科学省は何とか頑張って予算を確保してくれている。日本学術会議も、本来もっと減らされているかもしれないところをよく頑張っていると思う。そのような中ではあるが、学術の位置付けからすると、本来やはり予算額は回復させるというだけでなく、以前の額を超えていくくらいでなければならない。(矢崎 義雄)

平成 24 年 3 月 16 日

日本学術会議第 21 期 3 年目
(平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月)
の活動状況に関する評価

日本学術会議外部評価委員

石井 紫郎 (幹事)
貝塚 啓明
末松 安晴
高木 鞆生
南 砂
矢崎 義雄

日本学術会議は、平成 17 年 10 月に新たな体制で発足して以降、その活動を充実させる観点から、毎年外部評価委員による評価を実施している。

平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月に至る 1 年間は、平成 20 年 10 月に始まった第 21 期日本学術会議の締めくくりとなる 1 年であり、かつ、未曾有の巨大災害をもたらした東日本大震災が発生した年でもある。

今般、この 1 年間に係る外部評価の依頼を受けた我々は、日本学術会議の活動状況等に関する年次報告書、提言等を基に、日本学術会議会長、副会長、年次報告等検討分科会委員と意見交換を行い、その結果等を踏まえ、第 21 期 3 年目 (平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月) における日本学術会議の活動状況に関する評価を別紙のとおり取りまとめた。

この評価結果が、第 22 期以降の活動に活かされ、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関としてますます発展するよすがとなることを期待する。

1. 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれを誘因とする原子力発電所の事故は、日本の歴史において未曾有のものであり、国全体があらゆる手段を動員して対策に取り組む中で、学術においても総力を挙げてこの事態に立ち向かうことが必要であった。したがって、日本学術会議にとって、この一年の活動の中で最も重要な活動は、東日本大震災への対応であり、それまでの活動の集大成であったといえる。

その間の日本学術会議の震災対応を振り返ってみると、東日本大震災の発生後1週間で事態の認識と学術の緊急課題を示した幹事会声明を発出し、緊急集会を開催した。その後、東日本大震災対策委員会を設置し、9月までの間に7つの緊急提言をはじめとする各種の提言、海外アカデミーへの報告等を発出した。これらの提言、報告等は、具体的かつ迅速に相次いで発信され、またその際には適切なテーマ・論点が選ばれていたことから、日本学術会議の震災に対する対応は全体として高く評価できるものであった。特に、包括的な政策パッケージを示した緊急提言は、日本学術会議が本来期待されている役割をしっかりと果たした成果であったと言える。

東日本大震災については、21期最後の幹事会声明で日本学術会議が自ら宣誓しているように、今後も日本の復興や展望に向けた積極的な活動が必要である。その際、いたずらに網羅性を追求するのではなく、低レベル放射線対策、被災地の都市・農地の再建など、焦点を絞った、より専門性の高い課題についての提言が期待される。科学者コミュニティの代表機関として他の組織を活用しつつ詳細な記録と徹底した解明が求められる。

2. 今後の日本学術会議の課題

日本学術会議は平成23年7月に「日本学術会議の機能強化について」を報告として取りまとめた。日本学術会議がこの報告にある取組を積極的に進めることが望まれる。

特に、東日本大震災への科学者の取組を踏まえると、今後、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関として求められる責任を一層果たしていくためには、以下に掲げる課題に対応していくことが必要であり、今後の取組に期待したい。

- 日本学術会議は、政府が必要とする情報を伝える機関の一つとして位置付けられているので、政府に提言等を提出するのはもちろんであるが、普段から情報・意見交換の場を設けるなど、地方公共団体を含めて密接にコミュニケーションを図ることにより、提言等に対する理解度の増進と政策への影響力の強化に向けた具体的ルートを開拓しておくことが必要である。
- 分野ごとに発展するという学術の性格を踏まえると、分野横断的な課題への取組への対応は容易なものではないが、大災害等、突発的な事態等に迅速かつ柔軟な対応を可能にする戦略的な取組を進めることが必要である。
- 国民に対して各種のシンポジウム等を数多く実施している点は評価するが、国民に対するメッセージについては、国民の誤解を招くことがないように、また身近な存在であるとの印象を得ることができるように、タイトルの立て方、表現の仕方などを工夫すべきである。
- 震災をめぐる情勢、対応、見通し等について科学者が個別に様々な見解を述べたことから、国民の理解に支障をきたすこともあった。メディアを通じて科学に関する見解等を発信する際には、科学者の意見が国民に対して大きな影響をもつだけに、科学者の見解間にばらつきが顕著な状況が生じた際には、すばやくそれを交通整理して、国民にわかりやすくその状況を解説し、さらに科学的知見について全体としての的確な理解が得られるような、俯瞰的な説明の仕方等を発信できるよう、かねてより検討しておくことが必要である。
- 震災を機会に、国民の間にこれまでになく科学や技術への不信が芽生えていることから、その信頼を回復するために、むしろ学問の本性からして、学説上の対立が生じることは当然であり、学問の進歩は、《学説の対立とその克服》というプロセスの繰り返しの賜物である、というメッセージを発することが求められているのではなかろうか。もちろん、これは容易に成され得るものではなかろうが、危機的状況下において、国民が《学説の対立》によって思考停止やパニックになることこそ、最も避けなければならないことである。

【補足：外部評価委員の個別意見】

① 日本学術会議の役割について

今後、総合科学技術会議の改組が行われる中で、総合科学技術会議とは異なる日本学術会議としての方向を示すべき。

② 「科学・技術」の表記について

各機関で共通の認識を持つことができるように配慮すべきである。むしろ日本学術会議の「学術」という言葉を大事にしてほしい。

③ 公益法人改革について

科学者コミュニティの代表として、公益法人制度改革において各学会が公益法人（公益社団法人・公益財団法人）として申請することができることを周知してほしい。

④ 学会誌の電子アーカイブ化について

主な学会誌が電子アーカイブ化されたことは非常に画期的なことであり、我が国の研究の発達の基盤を築く上で意義があった。今後も継続すべきである。

⑤ 海外への発信力の強化

『Nature』や『Science』のように、国際的に日本の研究成果を発信する雑誌が日本にない。世界に対して日本の研究成果を発信していく手段に力を入れてほしい。

⑥ その他

- 世の中を大きく変えているネットワーク社会に関する分析を進めてほしい。
- 食料の問題についても議論を進めてほしい。
- 子どもが科学に興味を持ち、それをネットワークで広めることについて、他の組織とも連携しながら検討を進めてほしい。

平成 25 年 3 月 22 日

日本学術会議第 22 期 1 年目
(平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月)
の活動状況に関する評価

日本学術会議外部評価委員

吉川 弘之 (幹事)

岸本 忠三

清原 慶子

高橋 真理子

中鉢 良治

薬師寺 泰蔵

今般、日本学術会議の活動に対する外部評価の依頼を受けた我々は、第 22 期 1 年目 (平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月) における日本学術会議の活動状況に関する評価を別紙のとおり取りまとめた。

平成 23 年 10 月からの 1 年は、日本学術会議にとっては、半数の会員及び連携会員の改選により新たに第 22 期の活動を開始したその 1 年目に当たる。その活動状況を、日本学術会議の年次報告書、提言等を基に、日本学術会議会長、副会長、年次報告等検討分科会委員と意見交換して把握した。

この評価結果が、今後の活動に活かされ、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関としてますます発展するよすがとなることを期待する。

1. 全般的評価

東日本大震災に起因する様々な問題や議論がある中で、被災地に実際に赴くなど、科学者として復興に対してどういう貢献が出来るか、極めて真摯に取り組んだことは評価する。日本学術会議でなければ果たせない責務の多さがはっきりとしたのではないか。震災に係る分野以外においても活躍をよく目にしたところであるし、国際的な場での活躍も多くあった。

その一方で、現在、世界のあらゆる国で科学技術の影響が社会に浸透し、「科学者の責任」という概念が極めて重要になっている。日本では科学者がいかに自律した存在であるかを追求してきたのに対して、世界では社会の中に科学者が入り込み、一緒に働く構造に変わっており、科学者を社会の中でどう位置付けるべきか、各国でアカデミーを中心に深い議論が行われている。そういった議論に対して、日本学術会議は日本の科学者を代表し、日本における議論を整理して、世界に切り込んで行ってほしい。そういう存在であってこそ、若い科学者も含めた全科学者のリーダーとなり得るのではないか。

政府との関係においては、政府と社会とは別の存在ではなく、政府は国民を代表するという意味で、political will は国民の will である。それを大前提とし、political will を科学者コミュニティが受け止め、科学者の役割意識と結び付ける、その結節点が日本学術会議であるのではないか。そのことを政府にも科学者にもしっかりと理解してもらおう努力が強く求められる。

2. 今後の日本学術会議の課題

日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関として求められる責任を一層果たしていくためには、以下に掲げる課題に対応していくことが必要であり、今後の取組に期待したい。

○日本学術会議が取り組むべき大きな課題は、210 人の会員だけで向かうにはあまりにも大きなものである。科学者が社会のために行動する象徴として十全な活動をするには、日本学術会議が全科学者から今以上に理解され、支援されるような仕組みが必要である。予算の制約等はあるとしても、例えば、一般の科学者や各大学の協力を得て、日本学術会議にシンクタンクを作り、活動全体をサポートし、盛り立てていくというようなことができないだろうか。

○会員が 210 名、連携会員が約 2,000 名と、メンバーが制限されているなか、実際の認知度や権限において、日本の科学者コミュニティの代表機関として十分に役割を果たし得ているのかという点では、未だ疑問がある。それぞれの研究者にとって、所属している学会に比べ、日本学術会議との親和性が低くなりがちな現状を改善し、科学者一人一人が一体感を持てる組織となるよう、実効性のある方策を講じてほしい。

【補足：外部評価委員の個別意見】

① 学協会との連携について

学協会との連携が弱まる傾向にあるのではないかという見方があることについて、日本の科学者の活動のベースは学協会にあり、日本学術会議が学協会との連携を十分にとるのは本来の仕事と考えられ、平成 17 年の改組もその前提で行っているはずである。そういった原点をきちんと認識して連携に努めて頂きたい。学協会の中には会報等に学術会議の動向を掲載しているものもあり、今後の拡充が望まれる。

② 活動の独立性について

国の組織であり続けるかどうかは、今後の見直しの際にも大きな課題となるだろう。活動経費をすべて国庫に頼っていながら、活動の独立性は保たれているという主張が一体どこまで通用するのかについては、現在の活動について具体的に問題があるという印象は持っていないものの、疑問なしとしない。

③ 科学者間ネットワークについて

様々な取組が功を奏し、以前より存在感が増していると感じられる。また、平成 17 年の改革以降、2,000 人の連携会員が任命されたことで、連携会員がアイデンティティをもって活動する過程で、個人を通じた様々なネットワークが形成されてきていることも感じているところである。

④ 地域への発信について

サイエンス・アゴラや知の航海シリーズなど、科学技術の普及啓発活動について、全国的な視座と共に、地域とも連携し、女性研究者が執筆するなど地域に対する発信を積極的に行っていることについては評価できる。

平成 26 年 3 月 20 日

日本学術会議第 22 期 2 年目
(平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月)
の活動状況に関する評価

日本学術会議外部評価委員

吉川 弘之 (幹事)

岸本 忠三

清原 慶子

高橋 真理子

中鉢 良治

薬師寺 泰蔵

今般、日本学術会議の活動に対する外部評価の依頼を受けた我々は、第 22 期 2 年目 (平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月) における日本学術会議の活動状況に関する評価を別紙のとおり取りまとめた。

平成 24 年 10 月からの 1 年は、平成 17 年の改革により日本学術会議が新たな体制でスタートしてから 8 年目に当たり、改革の際に提言を受けた 10 年後の見直しの時期が迫っている。この 1 年間の活動状況を、日本学術会議の年次報告書、提言等を基に、日本学術会議会長、副会長、年次報告等検討分科会委員と意見交換して把握した。

この評価結果が、今後の活動に活かされ、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関としてますます発展するよすがとなることを期待する。

1. 全般的評価

データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為事案の発生、東日本大震災を契機として科学者の社会的責任の問題がクローズアップされる等により、科学者の在り方がこれまで以上に厳しく問われる中で、日本学術会議は、声明「科学者の行動規範－改訂版－」や会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」の公表等を通じ、日本の科学者の代表機関として、一定の責務を果たしてきた。

しかし一方で、日本学術会議が発出している多くの提言等については、残念ながら、社会に十分浸透しているとは言い難い。日本学術会議は、自ら科学に関する政策を担う“scientists in government”である総合科学技術会議と違い、政府の機関であるものの、政府から独立して科学に関する助言を行う“scientists out of government”であり、その役割を明確に認識しつつ、活動しなければならない。自らの利害を省みず、客観的・中立的な立場で、しっかり政策に助言していくことこそが、日本学術会議の声が社会に受け入れられることにつながる。

本年は日本学術会議が新体制に移行してから8年目に当たり、総合科学技術会議意見具申「日本学術会議の在り方について」（平成15年7月）により、新体制移行後10年以内に行うこととされている、日本学術会議の在り方に関する見直しの時期が迫っている。これを機に、今一度、日本学術会議のミッションが何たるかを認識し、それをしっかりと果たしていくことに期待したい。

2. 今後の日本学術会議の課題

日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関として求められる責任を一層果たしていくために、以下の取組を行うことが必要である。

- 提言等が社会に十分浸透しない理由の一つは、日本学術会議の発信が科学者自身の研究のための「陳情」であるという疑念を社会から抱かれているためである。日本学術会議からの発信は「陳情」であってはならず、各会員は、日本学術会議の一員として行動する時、自身の研究領域の利益ではなく、日本の科学、世界の科学に貢献するための助言者たらんことを強く意識しなければならない。その上で、審議や意思決定のプロセスの健全性と正当性や社会に対する透明性を保つことが、日本学術会議からの発信に対する社会から

の信頼性を確保するために必要であり、執行部の大きな努力が求められる。

- 現在、科学と政治との界面の在り方が世界の大きな話題であるが、その界面とは、現在の国民の期待を背景に成立している政治と、それとは異なり時代を超えて真理を護る科学との対等な関係であり、したがって日本学術会議は変化する政治的意図を理解しつつも、それに従属することなく客観的な科学的知見を独立して助言する者でなければならない。このことは日本学術会議が84万人といわれる科学者からの、さらに一般の人々からの信頼を得るための必要条件である。そのために会員と執行部とは、相互に平等であることを前提として（これは科学機関における「collegiality」と呼ばれて国際的な合意である。）徹底した議論を行うことが不可欠で、それに依拠して執行部が行動することが求められる。
- 会長は84万人科学者の代表であると言われながら、その選出が、選挙する会員にとってあまりに予備知識なしで行われることについて、長い間疑問が呈されてきた。これは法令改正を要する問題であるが、科学者側からの考えを的確に伝えるために会員間の議論が必要不可欠である。そして、できればその議論の結果を実際の選挙に反映させることを試み、その有効性を示すことによって、日本学術会議の見解を社会に問うべきである。当面は、個々の会員の意識を高めるために、新しい期が始まる前に、次期会員候補者が事前に集まって、日本学術会議のミッションについて理解を深める場を設けることが必要である。また、会員が、日本学術会議会長に期待するミッションを意識した上で、会長選出が行われる仕組みを検討すべきである。

【補足：外部評価委員の個別意見】

① 意思の表出について

- ・ 科学者が諸政策に対してどのように助言していくのか、科学者の意思をどのようにまとめて助言し、実行してもらうのかという問題意識が必要である。
- ・ 昨今、日本学術会議は提言等の意思の表出を数多く発出しており、活発に活動していると評価できるが、あまり数多く発出しすぎると、日本学術会議の発信の価値を低下させ、社会へのインパクトを小さいものにしてしまうのではないか。
- ・ 提言したことが実行に移されているかチェックし、必要に応じ再度提言をする等のフォローアップも強化していただきたい。
- ・ 規律があるが守られないのでは意味がないので、「科学者の行動規範—改訂版—」が遵守されるよう、具体的に何をなすべきか検討し、実行していくことが必要である。

② 国際活動について

- ・ 日本学術会議が海外のアカデミーの中で、我が国の科学者コミュニティの代表機関として認知されていること、数々の制約がある中で、国際会議の理事や議長として企画に携わり、国連の活動にも携わっている等、多くの場面で活動していることについて一定の評価をしたい。その上で、若手の研究者が国際的舞台で活躍できるような仕組みを設け、継続的に活動を支援することが日本学術会議の重要な使命である。

③ 科学技術の普及啓発活動について

- ・ 「知の航海シリーズ」への編集協力など、科学技術の普及啓発活動に係る地道な努力を行っていることは大変評価できるので、今後も継続していただきたい。

④ 広報活動について

- ・ アウトリーチに関する委員会を設置して冊子を作り配布する、定期的に記者会見を行う等、日本学術会議の活動を積極的に社会に浸透させていくことが必要である。
- ・ 日本学術会議が編集協力している「学術の動向」は、今、日本の抱えている問題に関してそれぞれの分野で興味深い特集が毎号組まれているが、あまり読まれていない。より多くの人に読んでもらえるものになるよう意識した編集をしていただきたい。特に現在世界のアカデミーでの主要な検討課題である科学者の社会・政策決定者への助言の在り方について、分野を超えて会員が自由な発言を行う場であってほしい。この課題は、日本学術会議以外に検討する場は公的にはなく、その責務は大きい。

⑤ 若手アカデミーについて

- ・ 若手アカデミーが設置される平成 26 年 10 月までの間に、若手研究者の知恵をどのように活用し、どのようなミッションを付与するか、明確化するとともに、日本学術会議で活動することで得られる若手研究者のメリットをアピールすべきである。熱意を持った若手研究者を集め、若手アカデミーの活動を充実したものにするために、戦略的な準備が必要である。

会長メッセージ

第166回総会のフォローアップ 「日本学術会議の活動に関する評価」について

4月10日～12日に開催された日本学術会議第166回総会では、科学と社会委員会年次報告等検討分科会の池田駿介委員長から、日本学術会議第22期2年目（平成24年10月～平成25年9月）における日本学術会議の活動状況に関する評価（以下「外部評価」）について、ご報告いただきました。

外部評価は、日本学術会議の元会長でもある吉川弘之幹事をはじめとする6人の外部評価委員の皆様にも、日本学術会議の活動状況についてご議論いただき、その内容をまとめたものです。

外部評価では、日本学術会議の活動に関し、中長期的な課題も含め、非常に重要なご指摘をいただきました。ご指摘のあった以下の点について、私の考え方と決意をお伝えします。

- ① 「日本学術会議からの発信は「陳情」であってはならず、各会員は、日本学術会議の一員として行動する時、自身の研究領域の利益ではなく、日本の科学、世界の科学に貢献するための助言者たらんことを強く意識しなければならない。その上で、審議や意思決定のプロセスの健全性と正当性や社会に対する透明性を保つことが、日本学術会議からの発信に対する社会からの信頼性を確保するために必要であり、執行部の大きな努力が求められる。」

⇒ 基本的には、日本学術会議の現在の活動方針と方向性を同じくする御指摘であると思います。また、透明性については、日本学術会議の会議は公開であり、必要と認められる場合には議決によって非公開とすることができるとあります。今期においても、個人情報扱う場合や社会的関心が高く率直な議論が予期せぬ反響を招く懸念がある場合など、非公開審議とすべき十分な理由がある場合を除き、この原則を貫いていることをご理解下さい。

その上で、「日本学術会議からの発信に対する社会からの信頼性を確保」するためには、審議や提言等の査読の過程を重視しつつ、重要な問題に対するタイムリーな発信を行うことを活動として定着させることで、社会からの信頼を得ることが必要と考えます。私も会長として、一層の努力をしていきたいと考えています。

今期においては、東日本大震災復興支援、科学者の行動規範・科学研究の健全性向上をはじめとして、多くのテーマと取り組んできました。こうした取り組みでは、科学者としての反省を込めて社会の関心に応じていくという姿勢を基本としてきました。既に、今期になって50を超える提言等を公表してきており、その内容には一定の信頼性を得ていると思います。これらの実績を踏まえて、さらに今期の活動のまとめの時期において、適切な提言等をまとめていくようにいたします。

- ② 「日本学術会議は変化する政治的意図を理解しつつも、それに従属することなく客観的な科学的知見を独立して助言する者でなければならない。このことは日本学術会議が84万人といわれる科学者からの、さらに一般の人々からの信頼を得るための必要条件である。そのために会員と執行部とは、相互に平等であることを前提として（これは科学機関における「collegiality」と呼ばれて国際的な合意である。）徹底した議論を行うことが不可欠で、それに依拠して執行部が行動することが求められる。」

⇒ 日本学術会議の会長、副会長や部の役員は、互選又は総会等の同意を得た上での指名という会員の総意に基づく手続によって選出され、また、通常の委員会活動においては他の会員と対等です。一方、例えば会長については、法律上「会務を総理し、日本学術会議を代表する」（日本学術会議法第9条第1項）とされるなど、日本学術会議の職務の遂行に関し、一定の役割と責任を担っています。

日本学術会議は、基本的にはボトムアップ的に科学者の幅広い意見を吸い上げる役割を担っていますが、例えば緊急事態など、会長のリーダーシップの下、機動的に活動することが求められる場合もあります。また、平常時においても、社会的な関心が高い課題について比較的短期に日本学術会議としての見解を示すべき場合など、会長などがイニシアティブをとって、ある程度トップダウン的に進めるにふさわしい事柄もあります。私は、このトップダウンとボトムアップのバランスをどのようにとっていくかが、日本学術会議の課題のひとつと考えています。

ボトムアップ的な機能に関しては、これまでも、委員会などの活動を重視した運営を行ってきました。また、今期に入ってから、課題別委員会のテーマや委員の公募、SCJ掲示板の導入といった、会員や連携会員の皆様の御意見を日本学術会議の活動に反映しやすくする取組を進めてきました。今後も、会員、連携会員の皆様が活動しやすい環境を整えるべく、努力を続けてまいります。

- ③ 「個々の会員の意識を高めるために、新しい期が始まる前に、次期会員候補者が事前に集まって、日本学術会議のミッションについて理解を深める場を設けることが必要である。また、会員が、日本学術会議会長に期待するミッションを意識した上で、会長選出が行われる仕組みを検討すべきである。」

⇒ 来期（23期）に向けた対応として、本年9月を目途に、新たに会員になる方々に対するオリエンテーションを行い、日本学術会議の活動への理解を深めていただく機会とする予定です。その機会に、会長の役割や互選の手続などについても説明を行い、そのミッションを意識した選出が行われるようにしたいと考えています。

第22期も残すところあと半年足らずとなりましたが、今期の活動の成果をしっかりと次の第23期に繋いでいけるよう、会員・連携会員の皆様には、引き続きご協力をお願いいたします。私も、会長としての務めをしっかりと果たしてまいります。

2014年4月
日本学術会議会長 大西隆



平成17年改革における会員選出方法等の変更

○ 会員の選出方法

改革前

学術研究団体を基礎とした推薦制

現行

現在の会員・連携会員が候補者を推薦する方法 (co-optation)

【総合科学技術会議（当時）意見】

日本学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならず、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて構成され、メンバーも選出されるべきである。

制度運用上の工夫

- ・学協会との関係維持のため、学協会への推薦依頼を実施
- ・男女、年齢層、産学、地域等のバランスを考慮

61

○ 任期・定年

改革前

3年（3回まで再選可）

現行

6年（再任不可）
定年制（70歳）導入
半数改選制の導入

【総合科学技術会議（当時）意見】

上記のような会員選出方法を採用する場合には、全会員が一斉に交代する現行の「期制」は必ずしも適当ではない。しかし、長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化し、活動が損なわれることのないよう、例えば定年制や会員ごとの任期制の導入などの措置を考慮すべきである。

ICSU (International Council for Science : 国際科学会議)

1 概要

ICSU は、1931 年 (昭和 6 年) に設立された非政府、非営利の国際学術機関であり、事務局はパリに置かれている。アカデミーなど各国を代表する組織と、各学問分野を代表する国際学術連合を取りまとめる組織で、いわば世界の科学者の国連とも呼べるべき組織である。

その使命は、人類の福利に貢献するため、世界規模の環境や社会的な課題について国境、学問分野を超えて科学者の叡智を結集し、科学技術の国際協力を推進し、科学技術に関する様々な課題について政府や市民社会に対して助言を行うことである。

主な活動は、多くの各国アカデミーが参加し、国際極年 (IPY) , 統合防災研究計画 (IRDR)、生態系の変化と人類の福祉 (Wellbeing)、都市の健康と福祉、気候変動国際共同研究計画 (WCRP)、地球圏・生物圏国際共同研究計画 (IGBP)、生物多様性科学国際共同計画 (DIVERSITAS) などの多くの国際共同研究事業を進めている。また、2011 年には、「科学の変化する情勢 (The Changing Landscape of Science)」のテーマの下、世界科学フォーラムをブタペストでユネスコ等と共催し、2013 年 6 月にリオデジャネイロにて行われた国連持続可能な開発会議 (リオ+20) の後には、様々な国際的地球環境研究のための枠組みを網羅的に統合させる” Future Earth (FE)” (統合的地球環境変化研究プログラム) という新しい枠組みを推進する一組織となった。

2 運営及び組織

(1) 運営組織

ア 総会 (General Assembly)

全構成会員からなる最高決議機関。3 年に 1 度開催。最近の開催状況：1999 年カイロ、2002 年リオデジャネイロ、2005 年 10 月上海・蘇州、2008 年 10 月モザンビーク、2011 年 9 月ローマ、本年 2014 年 9 月にオークランドで開催。

イ 理事会 (Executive Board)

役員 6 名 (下記参照)、ユニオンメンバー代表 4 名 (IMU、IUBS、ISPRS、IUPsyS※) 及びナショナルメンバー代表 4 名 (英国、インド、フランス、日本) の計 8 名の常任理事 (Ordinary Member) の合計 14 名からなる委員会。任期は 3 年。年 2 回開催。

日本からは異 和行会員 (第 3 部) が Ordinary Member に選出された。

(2) 役員 (President-Elect 以外 2014 年 9 月から任期 3 年間)

President: Gordon McBean (Canada), President-Elect: Daya Reddy (South Africa) , Vice-President for Scientific Planning and Review: Jinghai Li (China) , Vice-President for External Relations: Michael Clegg (USA) , Secretary-General: David Black (Australia : 二期目), Treasurer: Barbara Erasmus (IUPAP)

(3) 構成会員 (2014 年)

121 のナショナルメンバー (うち正会員 91、準会員 8、オブザーバー 22) と 32ⁱ のユニオンメンバー (国際学術連合) から構成される。

(4) 財政・予算

加盟アカデミー等からの加入分担金やユネスコからの助成金で賄われている。2014 年の実収入額は約 539 万ユーロⁱⁱ (約 6.9 億円)ⁱⁱⁱ。財務条件については分担金負担額に応じた加重投票方式の導入が 2011 年の第 30 回総会で可決され、2012 年から正式導入された。

3 日本学術会議との関係

(1) 日本人役員等

1963 年に茅誠司会長 (当時) が ICSU 副会長を、1999-2002 年吉川弘之会長 (当時) が ICSU 会長を務めた。また、2009-2011 年は日本人女性としては初めてとなる黒田玲子会員が ICSU 副会長を務めた。現在は、Policy Committees の CSPR のメンバーとして春日副会長が務めている。(任期は 2012-2015

年の3年間)

(2) 日本の分担金 200,515 ユーロ (2015年)^{iv}約2,567万円^v 一位の米国、二位の中国に次ぐ規模。

※ IMU (国際数学連合)、IUBS (国際生物科学連合)、ISPRS (国際写真測量法・リモートセンシング学会)^{vi}、IUPsyS (国際心理学連合)

(3) 最近の主な活動等

・2012年5月、ICSUの日本初の国際オフィスとして、世界科学データシステム(WDS: World Data System)の国際プログラムオフィスが立ち上げられた。当オフィスは、独立行政法人 情報通信研究機構(NICT)内に設置され、科学データの保全、品質管理、科学分野を横断する相互利用などを旨とするWDS事業の実施主体となる。

・ICSUの分野横断的な各プログラムや委員会に対応する日学内の各分科会間の情報共有を目的として、ICSU附置委員会対応小分科会を2012年9月12日に開催した。本会合はICSUのプログラムや委員会に参加しているメンバーに加え、加入学術団体に関連する分科会の委員長にも参加して頂き、「ICSU連絡協議会」の形をとるようにした。

・ICSUをはじめ国連環境計画(UNEP)等の連携が進められている”Future Earth(FE)”(統合的地球環境変化研究プログラム)につき、研究者以外のステークホルダーとの協働を通して、地球全体の環境保全や持続可能性を追求する取組が本格的に始動した。2013年6月18日に開催された日学主催学術フォーラムのシンポジウムを開催した。また、2014年7月フューチャー・アース研究プログラムの恒久事務局に日本(日本を代表するコンソーシアム)も加わった5ヶ国による分散型連携事務局連合が決定した。今後も当プログラムに係る会議開催等が見込まれる。なお「持続可能な地球環境研究に関する作業部会(Future Earth 作業部会)」を立ち上げた文部科学省等、他省庁とのさらなる連携も今後予定している。

・次回総会は2017年秋に台湾(台北)で開催することが第31回総会で決定され、全理事・役員等が改選となる予定。

ⁱ 第31回総会決議によりICA(International Cartographic Association: 国際地図学協会。日本学術会議は1979年より加盟。)がInternational Scientific Union memberとして加わった。ICAは、1990年からICSU Scientific Associateメンバーであった。

ⁱⁱ 第31回総会資料27.3より

ⁱⁱⁱ 支出官レート: 1ユーロ 128円で計算

^{iv} 第31回総会資料27.5より

^v 支出官レート: 1ユーロ 128円で計算

^{vi} 同一候補者が二期連続して選出されている。日本学術会議は未加盟。

日本学術会議が加盟している国際学術団体

ICSU: (国際科学会議)		
International Scientific Unions	学術連合	IAU: 国際天文学連合
		IGU: 国際地理学連合
		IMU: 国際数学連合
		INQUA: 国際第四紀学連合
		IUBMB: 国際生化学・分子生物学連合
		IUBS: 国際生物科学連合
		IUCr: 国際結晶学連合
		IUGG: 国際測地学及び地球物理学連合
		IUGS: 国際地質科学連合
		IUHPS-DHST: 国際科学史・科学基礎論連合 (科学基礎論部会)
		IUHPS-DLMPs: 国際科学史・科学基礎論連合 (科学史部会)
		IUMS: 国際微生物学連合
		IUNS: 国際栄養科学連合
		IUPAB: 国際純粋・応用生物物理学連合
		IUPAC: 国際純正・応用化学連合 *4
		IUPAP: 国際純正・応用物理学連合
		IUPHAR: 国際薬理学連合
		IUPS: 国際生理化学連合
		IUSS: 国際土壌科学連合
		IUTAM: 国際理論・応用力学連合
		URSI: 国際電波科学連合
Scientific Associates	国際学術協会	AASSA(アジア科学アカデミー・科学協会連合)
		IASC: 国際北極科学委員会
		ICA-cartography: 国際地図学協会
		ICLAS: 国際実験動物(科学)会議
		ICO: 国際光学委員会
Interdisciplinary Bodies	分野横断的学術団体	PSA: 太平洋学術協会
		CODATA: 科学技術データ委員会
		COSPAR: 宇宙空間研究委員会
		SCAR: 南極研究科学委員会
		SCOR: 海洋研究科学委員会
		SCOSTEP: 太陽地球系物理学・科学委員会
WCRP: 気候変動国際協同研究計画		
合計		90,609,009

ISSC: 国際社会科学評議会		
Associations & Unions	学術協会連合	IEA: 国際経済学協会
		IGU(再掲)
Member Organizations	学術組織	AASSREC: アジア社会科学研究協議会連盟
		IFSSO: 国際社会科学団体連盟
Associate Members	準会員	SCA: アジア学術会議※
合計		1,367,500

IAP(科学アカデミー・グローバルネットワーク)		
Observer	オブザーバー	IAC(再掲)
		ICSU(再掲)
		AASSA(再掲)
IAC(インターアカデミーカウンシル)		
Inter Academies	インターアカデミー	IAP(再掲)
		ICSU(再掲)
IAP・IAC	合計	0

ICSU等の傘下に属していない学術団体	IFAC: 国際自動制御連盟	
	IMA: 国際鉱物学連合	
	WFEO: 世界工学団体連盟	
	IEHA: 国際経済史協会	
	CISH: 国際歴史学委員会	
CIGR: 国際農業工学会		
合計		4,874,696

※: アジア学術会議は日本が事務局。

* 1: インターアカデミー: 学術団体と、それに相当する組織の総称。

各国アカデミーのデータリスト (2010年調査)

更新作業中

アカデミーの名称		創立案・根拠		会員数				機能				政策への貢献	年間予算				データ取得時の情報
邦文名称	英文名称	設立年	根拠	会員	外国人会員 (外数)	名誉 会員	その他	提言 助言	調査 研究	助成	栄誉 顕彰	政府	総額	公的資金	民間資金	その他	
日本学術会議	Scienc Council of Japan (SCJ)	1949	日本学術会議法 現在の組織: 政府機関	210	0	0	約2,000 (連絡会 員)	○	△ (アン ケート 調査 等)	×	×	科学者の代表機関として、政策 決定者に対して、科学者としての 専門的かつ信頼性のある政策提 言を行う機能を持つ。	約11億5千万円 (平成 22年度予算額)	全額国庫負担	0	0	-
全米科学アカデミー	National Academy of Sciences (NAS)	1863	議会令(署名大統領:リンカーン) 現在の組織: 非政府・非営利団体	約2100	約380	91	不明	○	○ (政策に ついて)	不明	○	政策立案に関しては、政府から の諮問を受けて報告書を作成。 その報告書は、報告書審査委員 会の審議を経て、政府に渡され る。 国の行政機関のみならず、立法 機関からも諮問を受ける。	約1億9,200 万ドル (約215 億円, 1ドル=112 円)	約1億6,000万ドル (国からのプロ ジェクトの委託費 として受領)	約3,200万ドル		太字下線: 2010年調査データ その他: 2000年調査データ
英国王立協会	The Royal Society, UK	1660	設立後、1663年国王チャールズ2世 による勅許 現在の組織: 非政府・非営利団体	1327	136	1	不明	○	不明	○ (科学者 支援)	○	世界各国の専門家から得られる 最新の知見に基づき、様々な分 野における独立かつ客観的な 科学アドバイスを政策決定者に 与える。	4679万ポンド (約79億5400万円, 同上)	2587万ポンド (約55%; 英国議 会からの助成金)	2,092万ポンド (約45%; 国以外か らの資金)		太字下線: 2010年調査データ その他: 2000年調査データ
フランス科学アカデミー	French Academy of Sciences (FAS)	1666	ルイ14世によって設立。 1795年に憲法に基づき設置された フランス学士院の内の一つのアカデ ミーとなった。 現在の組織: 非政府・非営利団体	約150	約150	不明	240 (連絡会 員)	○	○	不明	○	本アカデミーを傘下に擁する親 組織「フランス学士院」は、省庁 等の公共事業体に提言を行う機 関として設立されている。	4640万フラン (約6億9500万円, 同上)	60%	40%(寄付等)		太字下線: 2010年調査データ その他: 2000年調査データ
ドイツ科学アカデミー レオポルディーナ	German Academy of Sciences Leopoldina	1652	4名の医師が自発的に設立。 1677年、レオポルド1世により正式 に承認された。 2008年、ドイツ政府より国家アカデ ミーとして認定された。 現在の組織: 非政府・非営利団体	約1300 (約3/4がドイツ・オー ストリア・スイス出身)		不明	不明	○	不明	不明	○	ナショナル・アカデミー(国家を代 表する学術機関)として政府・議 会・国民への助言を行う機能 を持つ。	不明	不明	不明	不明	太字下線: 2010年調査データ
リンチェイ国立アカデ ミー	National Academy of Lincei	1603	4名の若手科学者が自発的に設立。 現在の定款は、2001年、政府の承 認の下に制定された。 現在の組織: 非政府・非営利団体	180	180	1	180 (連絡会 員)	○	不明	不明	○	科学や科学政策について、政府 の諮問を受けて行う場合と、自発 的に行う場合の両者がある。	700万ドル (約7億8,000万円, 同上)	50%	50%(寄付等)		太字下線: 2010年調査データ その他: 2000年調査データ
カナダ ロイヤルソサエティー	RSC, The Academies of Arts, Humanities and Sciences of Canada	1882	設立後、1883年議会議決ののちイ ギリス国王の認可 現在の組織: 非政府・非営利団体	約2000	不明	不明	不明	○	○	○	○	科学的立場からの、政府に提言 を行う。	不明	不明	不明	不明	太字下線: 2010年調査データ
ロシア科学アカデミー	Russian Academy of Sciences(RAS)	1724	1724年ピョートル大帝の命により議 会令で設置。 現在の根拠は法令に基づく。 現在の組織: 非政府・非営利団体 (ただし、政府の影響の大きさは不 明)	455	157	不明	675 (通信会 員)	○	不明	不明	○	政府への答申と提言を行う。	不明	3分の1	全体の3分の2		2002年調査データ